

蕨市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画

# 蕨市DV防止基本計画

平成24年2月





## はじめに



配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。しかし、これまで社会の理解が不十分であったことから、個人的な問題や家庭内の問題とされ、被害者救済の対応は必ずしも十分とは言えない状況にありました。平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されてからは、配偶者からの暴力に対する理解や取り組みは進展しましたが、昨年度、蕨市が行った「配偶者からの暴力に関する調査」では、いまだ被害者の多くが公的な相談や支援に結びついていない現状が明らかになりました。

配偶者からの暴力の被害者は多くの場合女性であり、その背景には女性差別を根底とする男女の社会的地位の格差や経済力の格差、固定的性別役割分担意識などによる社会構造的な問題があり、男女共同参画社会を実現する上でも、重点的に取り組む必要があります。

蕨市では、「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」において目標としている「男女が平等で共に参画するまち蕨の実現」に向けて、「女性に対する暴力をなくすために総合的な対策を進めること」を重要施策の一つとして取り組んでまいりました。

このたび、蕨市のこれまでの取り組みを一層進め、総合的かつ計画的に推進するために、蕨市男女共同参画パートナーシッププランの下位の分野別計画として、「蕨市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」を策定いたしました。

今後、この計画に基づき、配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援に関する施策を、関係機関との連携を図りながら積極的に推進してまいりますので、市民の皆様の一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

結びにこの計画の策定にあたり、建設的なご提言をいただきました蕨市男女共同参画推進委員会の皆様、またアドバイスやご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

平成24年2月

蕨市長 頼高 英雄

# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格と位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	基本的な考え方	3
	（1）対象とする暴力	3
	（2）施策推進の視点	4
5	計画策定の経緯	5
	（1）国における経緯	5
	（2）埼玉県における経緯	5
	（3）蕨市における経緯	6

## 第2章 計画の内容

1	計画の体系	9
2	施策の展開	11
	基本目標1 DV防止のための教育及び意識啓発	11
	基本目標2 被害者の早期発見及び相談体制の充実	15
	基本目標3 被害者の安全確保と自立支援	19
	基本目標4 関係機関との連携協力	22
3	計画の推進	23

## 資料編

○ 蕨市配偶者からの暴力に関する調査結果報告書 .....	26
○ 関係法令等 .....	45
・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 ...	45
・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策 に関する基本的な方針（概要） .....	51
・ 埼玉県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画 （概要） .....	55
・ 蕨市男女共同参画パートナーシップ条例 .....	56
○ 名簿	
・ 蕨市男女共同参画推進委員会委員 .....	58
・ 蕨市男女平等行政推進会議委員 .....	58
○ 計画策定の経過 .....	59



# 第1章 計画策定にあたって

---

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格と位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 基本的な考え方
- 5 計画策定の経緯

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

### ※1 配偶者

DV防止法でいう「配偶者」とは、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。

### ※2 配偶者からの暴力

DV防止法では、配偶者からの身体に対する暴力、またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいうが、一般的には、身体的暴力、精神的暴力以外にも、性的暴力や経済的暴力も含む。また、離婚をした後にも配偶者から引き続き受ける暴力を含む。

### ※3 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」など性別によって役割を固定化する意識をいう。

### ※4 男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

### ※5 蕨市男女共同参画パートナーシッププラン

平成16年に策定された、男女共同参画に関する総合的な基本計画。平成25年までの計画であったが、中間年度の平成21年に5年間の後期計画として改定。

配偶者※1からの暴力※2（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されるものではありません。DVは、外部からその発見が困難な家庭内などにおいて行われるため、潜在化しやすく、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。DVの被害者は多くの場合女性であり、女性差別を根底とする男女の社会的地位の格差や経済力の格差、固定的性別役割分担意識※3などによる社会構造的な問題とされています。DVは、個人の人権を著しく侵害するばかりか、男女平等及び男女共同参画社会※4の実現を阻害するものでもあります。

このような状況を改善し、「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン※5」で目標としている「男女が平等で共に参画するまち」を実現するためには、DVの防止や被害者に対する支援について重点的に取り組む必要があります。

国においては、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という）」が制定され、DVの防止と被害者への支援に関する取り組みが大きく前進しました。DV防止法は、平成20年1月に一部改正され「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めること」が市町村の努力義務として規定されました。

これを受け、蕨市では、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針※6（2ページ参照）」という）」に即し、「埼玉県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（以下「埼玉県DV防止基本計画※7（2ページ参照）」という）」を勘案しながら、DVの防止及び被害者の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するために、「蕨市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（以下「蕨市DV防止基本計画」という）」を策定するものです。



## 2 計画の性格と位置づけ

- (1) この計画は、「DV防止法」第2条の3第3項の「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」に相当するものです。
- (2) この計画は、「DV防止法」に基づく「基本方針※6」に即し、かつ同法第2条の3第1項に基づく「埼玉県DV防止基本計画※7」の内容を勘案して策定したものです。
- (3) この計画は、「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例※8」第3条第5号及び第7条第3項の趣旨を踏まえたものです。
- (4) この計画は、「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン※5（1ページ参照）」の下位に位置づける分野別計画です。
- (5) この計画は、計画期間内に取り組む基本目標及び施策を取りまとめたものです。

### ※6 基本方針

DV防止法に基づき、国が告示した配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項などを定めた方針

### ※7 埼玉県DV防止基本計画

DV防止法に基づき、「都道府県は基本方針に即して都道府県基本計画を定めなければならない」とされている。埼玉県は、平成18年度から20年度までの基本計画を策定し、平成21年度には新たに3ヵ年の基本計画を策定した。

### ※8 蕨市男女共同参画パートナーシップ条例

蕨市の男女共同参画のまちづくりを進めるため平成15年3月27日に制定し、平成15年6月1日から施行した。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

## 4 基本的な考え方

### (1) 対象とする暴力

「DV防止法」において対象とする暴力は、「配偶者（事実婚や元配偶者を含む）」からの暴力に限定されていますが、この計画では、「DV防止法」でいう「配偶者」に該当しない「交際相手からの暴力（以下「デートDV」という）」についても対象とします。

また、暴力の種類については、身体的な危害を加える暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力も含んでいます。

**身体的暴力**……………身体に直接加えられる暴力で、刑法の傷害罪や暴行罪にも該当する行為です。

- ・ 殴る、蹴る
- ・ 首を絞める
- ・ 刃物などの凶器を突きつける
- ・ 突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする
- ・ 物を投げつける など

**精神的暴力**……………言葉や態度で繰り返し相手を攻撃したり、制限したりすることにより、精神的に傷つける行為です。

- ・ 大声で怒鳴る
- ・ 暴力をふるう、殺すなどと言って脅迫する
- ・ 殴るふりをしたり、壁を蹴ったりして脅す
- ・ 壁に物を投げつけたり、物を壊したりして脅す
- ・ 繰り返し批判したり、人格をおとしめるようなことを言ったりする
- ・ 何を言っても長時間無視する
- ・ 交友関係や行動を監視したり、制限したりする など

**性的暴力**……………同意のない性行為や自分勝手な性的行為の強要をするなど、人格を無視し傷つける行為です。

- ・ 望まない性的な行為を強要する
- ・ 避妊に協力しない
- ・ 中絶を強要する
- ・ 見たくないポルノ雑誌やビデオなどを無理に見せる など

**経済的暴力**……………経済的に困窮させたり、経済的自由を奪ったりして経済的に支配する行為です。

- ・ 必要な生活費を渡さない
- ・ 働いて得たお金を取り上げる
- ・ 相手名義の借金をする
- ・ 仕事をさせない、または仕事を無理に辞めさせる
- ・ 家庭の収入を握っていて教えない など

## (2) 施策推進の視点

「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例※8 (2ページ参照)」及び「DV防止法」の基本理念に基づき、以下のような視点で施策を推進します。

- ① DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても許されないという認識に立つこと
- ② DVの特性や被害の実態を十分に理解した上で、被害者の立場に立ち、被害者の意思を尊重した支援に努めること
- ③ 被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難である女性に対するDVは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げともなっているため、女性被害者を中心とした施策を講じる必要があること
- ④ DVが行われている家庭では子どもや親族も被害者であり、子どもの目の前で行われるDVは児童虐待※9でもあること
- ⑤ 被害者は国籍や年齢、病気や障害の有無に関わらず支援を受ける権利があること
- ⑥ DVの防止のための啓発と被害者の支援は行政の責務であること
- ⑦ 行政関係機関や民間団体との連携による支援を強化すること

### ※9 児童虐待

児童虐待防止法では、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力など児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」も児童虐待にあたるとしている。

## 5 計画策定の経緯

### (1) 国における経緯

国連は1993年（平成5年）の総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択。1995年（平成7年）の「北京世界女性会議」を機に、世界各国で女性に対する暴力への取り組みが行われるようになりました。

日本でも「女性に対する暴力の撤廃」は極めて重要な取り組み課題として「男女共同参画基本計画※10（平成12年～）」の中に組み込まれました。

さらに女性に対する暴力の中でも、特にDVの根絶は最重要課題として、平成13年4月に「DV防止法」が制定され、DVを防止するとともに被害者の保護や自立支援を図ることが国及び地方公共団体の責務となりました。

「DV防止法」は平成16年5月に1度目の改正が行われ、平成16年12月の施行とともに「基本方針※6（2ページ参照）」が策定され、DV対策に関する施策が示されました。平成19年7月には2度目の法改正が行われ、保護命令制度※11の拡充とともに、基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センター※12の設置が、市町村の努力義務として規定されました。同法の平成20年1月の施行と合わせて「基本方針」も改定され、都道府県と市町村の役割が明確化されました。

### (2) 埼玉県における経緯

埼玉県では、DV防止法の制定を受け、平成14年の「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」において、「女性に対する暴力の根絶」を基本目標の一つに位置づけました。

平成16年のDV防止法の改正を踏まえ、平成18年度には「埼玉県DV防止基本計画※7（2ページ参照）」を策定し、DVの防止、被害者の保護、自立支援に積極的に取り組んできました。平成21年3月の新たな「埼玉県DV防止基本計画」の策定においては、デートDV防止に対する取り組みを加え、市町村のDV対策への取り組みに対する支援の充実などを重点施策とし、積極的に推進しています。

#### ※10 男女共同参画基本計画

国における最初（第1次）の男女共同参画基本計画。

#### ※11 保護命令制度

被害者が配偶者からの身体に対する暴力または生命等に対する脅迫によって、生命または身体に重大な危害を受ける恐れが多い場合に、裁判所が配偶者に対して、被害者への接近禁止や住居からの退去などを命令する制度。

#### ※12 配偶者暴力相談支援センター

被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす施設。DV防止法では、都道府県に対して設置を義務づけており、市町村に対しては適切な施設において機能を果たすよう努めることとされている。

### (3) 蕨市における経緯

蕨市では、「蕨市男女共同参画プラン策定懇話会※13（平成13年）」「蕨市男女共同参画市民懇談会※14（平成14年）」「蕨市男女共同参画推進委員会※15（平成15年）」の提言でそれぞれ「女性に対する暴力の根絶」が示されており、平成15年に制定した「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例※8（2ページ参照）」では、女性に対する暴力を条文の中に取り入れました。第3条第5号では、「DVやセクシュアル・ハラスメント※16、虐待などの女性に向けられる暴力、嫌がらせは、社会の構造的な問題であると認識し、人権侵害をなくすこと」を掲げ、第7条第3項では「DVをはじめとする女性に向けられる暴力をなくすことを目指します」としています。

平成16年に、この条例に基づいて策定した「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン※5（1ページ参照）（平成16年度～25年度）」では、「女性に対する暴力をなくすこと」を重要施策の一つに掲げ、DVが犯罪であることについての意識啓発や被害者に対する相談の充実、関係機関との連携などに積極的に取り組むこととしました。

平成21年に改訂した現行計画の「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン・後期計画（平成21年度～平成25年度）」では、この重要施策を継続するとともに、「女性に対する暴力をなくすために総合的な対策を進めること」として、DV防止法の啓発やDV基本計画の策定の調査・研究を追加し、「女性に対する暴力の根絶」に向けて、さらに充実した取り組みを進めていくこととしました。

このたびの「蕨市DV防止基本計画」の策定にあたっては、「蕨市男女共同参画推進委員会」からいただいた提言（平成23年10月14日）をもとに「蕨市男女平等行政推進会議※17」において素案の検討を重ねました。また、素案に対して広く市民の意見を伺うために、平成23年11月から12月にかけてパブリック・コメント※18を実施しました。

#### ※13 蕨市男女共同参画プラン策定懇話会

男女共同参画のまちづくりに向けた基本計画を策定するための懇話会。計画策定に向けて提言を行った。

#### ※14 蕨市男女共同参画市民懇談会

上記の懇話会の「計画策定よりも先に条例の制定を」という提言を受けて設置。条例を制定するための提言を行った。

#### ※15 蕨市男女共同参画推進委員会

男女共同参画パートナーシップ条例に基づいて平成15年度に設置し、同年、男女共同参画基本計画のための提言を行った。

#### ※16 セクシュアル・ハラスメント

性的ないやがらせのこと。言葉によるもの、写真等を見せる、体に触る、さらには性暴力に及ぶものまで、様々な形態がある。男女雇用機会均等法では、相手方の意に反する性的な言動で、それに対する対応によって仕事を遂行する上で、一定の不利益を与えたり、就業環境を悪化させたりするものと規定している。

#### ※17 蕨市男女平等行政推進会議

平成3年に設置された、市職員を委員とする男女平等を推進するための会議。

#### ※18 パブリック・コメント

行政が制定する条例、策定する基本計画等の素案について、一定期間を定めて広く市民から意見を募集すること。



## 第2章 計画の内容

---

- 1 計画の体系
- 2 施策の展開
- 3 計画の推進

## 第2章 計画の内容

### 1 計画の体系

基本目標	施策
基本目標 1 DV防止のための教育及び意識啓発	1 市民へのDV防止の意識啓発
	2 学校・家庭・地域における教育の充実
	3 デートDV防止の教育及び啓発
基本目標 2 被害者の早期発見及び相談体制の充実	1 早期発見のための通報の周知
	2 相談窓口・相談機関の周知
	3 相談体制の強化及び充実
基本目標 3 被害者の安全確保と自立支援	1 被害者の安全確保
	2 被害者の情報の保護
	3 被害者の自立に向けた支援
基本目標 4 関係機関との連携協力	1 関係機関との連携協力



事 業 名

- (1) 様々な広報媒体を活用した啓発
- (2) DV防止啓発資料の作成・配布
- (3) 「女性に対する暴力をなくす運動」などの期間に合わせた啓発活動の実施

- (1) 学校における人権教育・男女平等教育の推進
- (2) 人権尊重や男女平等の視点に立った学校などでの生活指導及び家庭教育の推進
- (3) DVの防止及び理解のための講座や講演会などの学習機会の提供

- (1) デートDV防止啓発資料の作成と活用
- (2) 市内中学校の生徒を対象としたデートDV防止の教育の推進
- (3) 市内中学校生徒の保護者を対象としたデートDV理解のための講演会等の実施
- (4) 教職員への研修

- (1) 通報の意義と必要性の周知

- (1) 様々な広報媒体を活用した相談窓口及び相談機関の情報提供
- (2) 相談窓口及び相談機関の情報提供リーフレットなどの作成・配布

- (1) 「女性の心と生き方相談」などの専門相談との連携による相談体制の強化及び充実
- (2) DV相談及び被害者支援のための庁内対応マニュアルの作成
- (3) 外国人や高齢者、障害者からの相談に対する配慮
- (4) 相談担当職員の資質の向上と二次被害防止のための職員研修の実施
- (5) 配偶者暴力相談支援センター設置の検討
- (6) 加害者の相談及び更生に関する対策の検討

- (1) 相談時における安全確保のためのワンストップサービスの実施
- (2) 被害者の保護
- (3) 加害者の追及に対する対応

- (1) 住民基本台帳事務における閲覧制限の措置
- (2) 被害者に関する情報の保護の徹底

- (1) 経済的支援
- (2) 住宅支援
- (3) 就労に向けた支援
- (4) 精神面への支援
- (5) 同伴する子どもへの支援
- (6) 自立に向けた情報提供

- (1) 「女性相談連絡会議（庁内外連絡会議）」の充実
- (2) 「DV対策庁内連絡会(仮称)」による庁内連携の強化

## 2 施策の展開

### 基本目標 1 DV防止のための教育及び意識啓発

#### 現状と課題

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。警察庁の統計によると、平成 22 年度中に検挙した配偶者（内縁関係も含む）間における「殺人、傷害、暴行」は 3,159 件で、そのうちの 2,927 件（92.7%）は女性が被害者となっています。

蕨市が平成 22 年度に行った「配偶者からの暴力に関する調査※19」では、女性の 4 人に 1 人、男性の 6 人に 1 人が、配偶者から「身体に対する行為」「精神的な嫌がらせ、脅迫」「強制的な性行為」の 3 種類の行為のいずれかの暴力を受けたことがあるという結果が出ています。これらの被害経験はどれも、女性の被害が男性を上回っており、なおかつ、繰り返し被害を受けていることを表す「何度もあった」と答えた方は、「身体に関する行為」では、女性が 5.6%、男性 0%、「精神的な嫌がらせ、脅迫」では、女性が 7.6%、男性が 1.0%、「強制的な性行為」では女性が 3.6%、男性が 0%と、ほとんどが女性ということが分かります。

しかし、このような被害の実態があるにもかかわらず、DVへの理解はいまだ十分ではありません。「配偶者からの暴力に関する調査」によると、夫婦間の暴力と認識される行為について、「身体を傷つける可能性のあるもので殴る」「刃物を突きつけて脅す」「突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする」は、男女ともに 90%以上が「どんな場合でも暴力にあたる」と認識していますが、「何を言っても長時間無視し続ける」を「どんな場合でも暴力にあたる」と認識している方は、男女ともに 50%以下となっています。調査結果が示すように、身体的な行為が暴力であるという認識は高いのですが、精神的に追い詰める行為なども暴力であるという認識は低いのが現状です。

女性に対する暴力は、女性差別を根底とした男女の社会的地位の格差や経済力の格差、固定的性別役割分担意識※3（1ページ参照）など、社会構造的な問題が背景にあると言われています。

暴力の種類やDV被害の実態とともに、DVの特徴や背景についても理解が深まるよう意識啓発を進めていく必要があります。

#### ※19 配偶者からの暴力に関する調査

蕨市DV防止基本計画を策定するための基礎資料として、平成 22 年に実施。調査概要及び結果については「資料編」参照。

蕨市では、これまでもDV防止パネルの展示やDV防止講演会などを行い啓発や教育に努めてきましたが、十分とは言えない状況です。

今後は、DV防止の意識啓発の取り組みを一層充実させるとともに、学校、家庭、地域での男女平等教育及び人権教育を進め、それを継続していくことが重要です。

また、最近では若年者の間でおこるデートDVも問題になっています。デートDVの被害者の救済及びデートDVを未然に防ぐための啓発や教育についても充実を図る必要があります。

## 施策

### 1 市民へのDV防止の意識啓発

事業名	担当部署
<b>(1) 様々な広報媒体を活用した啓発</b> 男女共同参画情報紙「パートナー」※20や市のホームページでの継続的な啓発をはじめ、広報蕨、ケーブルテレビなどを活用した啓発を進めます。	市民活動推進室 秘書広報課
<b>(2) DV防止啓発資料の作成・配布</b> DV防止の啓発資料として、分かりやすい冊子またはリーフレットを作成し配布します。	市民活動推進室
<b>(3) 「女性に対する暴力をなくす運動」などの期間に合わせた啓発活動の実施</b> 毎年11月12日～11月25日に全国的に実施される「女性に対する暴力をなくす運動」の期間をはじめ、6月23日～6月30日の「男女共同参画週間」、12月1日～12月9日の「人権週間」に合わせて啓発活動を実施します。特に「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発にあたってはこの運動のシンボルである「パープルリボン」の周知と合わせて効果的に実施します。	市民活動推進室

※20 男女共同参画情報紙「パートナー」  
市民編集委員により企画・編集している男女共同参画の情報紙。年に1～2回発行している。

## 2 学校・家庭・地域における教育の充実

事業名	担当部署
<p><b>(1) 学校における人権教育・男女平等教育の推進</b>            男女がお互いの人権を尊重する「人権教育」と、DVの背景にある女性差別や固定的性別役割分担の意識※3（1ページ参照）を是正する「男女平等教育」を、児童・生徒の発達段階に応じて進めます。</p>	市民活動推進室 学校教育課
<p><b>(2) 人権尊重や男女平等の視点に立った学校などでの指導及び家庭教育の推進</b>            人権の尊重や男女平等の視点に立ち、学校での生徒指導や、保育園、留守家庭児童指導室での生活指導を日常的に行います。併せて、子育て中の各家庭においても同様の視点に立った教育が日常生活の中で行われるよう、保護者に対する教育啓発も推進していきます。</p>	市民活動推進室 学校教育課 生涯学習課 公民館 児童福祉課
<p><b>(3) DVの防止及び理解のための講座や講演会などの学習機会の提供</b>            DVの防止及び理解のための講座や講演会を開催するとともに、公民館で行われている家庭教育学級や高齢者学級などでもDVの防止や理解を促進する内容を積極的に取り入れることにより、地域におけるDVの防止及び理解を進めます。また、蕨市生涯学習出前講座のメニューに「DV」及び「デートDV」の内容を追加することで、学習機会の提供を充実します。</p>	市民活動推進室 生涯学習課 公民館

### 3 デートDV防止の教育及び啓発

事業名	担当部署
<p>(1) <b>デートDV防止啓発資料の作成と活用</b></p> <p>デートDV防止啓発資料として、若年者にも受け入れられやすいよう漫画やイラストを多用した冊子またはリーフレットを作成し、成年式での配布を通して若年者に対するデートDV防止の啓発を進めます。</p>	<p>市民活動推進室 生涯学習課</p>
<p>(2) <b>市内中学校の生徒を対象としたデートDV防止の教育の推進</b></p> <p>市内中学校において、人権尊重の教育及び男女平等教育の一環としてデートDV防止の教育を進めます。</p>	<p>市民活動推進室 学校教育課</p>
<p>(3) <b>市内中学校生徒の保護者を対象としたデートDV理解のための講演会等の実施</b></p> <p>デートDVの防止及びデートDVの被害者の救済には保護者がDVやデートDVについて理解することも重要であるので、市内中学校の保護者を対象に講演会などの学習機会を提供します。</p>	<p>市民活動推進室 学校教育課</p>
<p>(4) <b>教職員への研修</b></p> <p>デートDVの防止及びデートDVの被害者の救済には教職員がDVやデートDVについて理解することも重要であるので、研修会の開催や啓発資料の配布を行うなど教職員に対する研修を進めます。</p>	<p>市民活動推進室 学校教育課</p>

## 基本目標 2 被害者の早期発見及び相談体制の充実

### 現状と課題

DVは、被害者本人がDVであると気づきにくかったり、DVを受けていると分かっているにもかかわらず相談しにくかったりすることから、通報による早期発見も大切であるといえます。周囲の人がDVに気づいた場合は、本人の意思を尊重した上で「配偶者暴力相談支援センター※12（5ページ参照）又は警察官に通報するよう努めなければならない」と「DV防止法」に規定されていますが、周知が図られていないのが現状です。

蕨市におけるDVへの対応については、DVの「啓発・相談」を市民活動推進室が担当し、「被害者の保護※21」を児童福祉課が担当しています。

DV相談については、市職員による対応をはじめ、フェミニストカウンセラーによる「女性の心と生き方相談※22」を実施しています。その一方で母子相談や児童相談からDVが発覚し、そのままDV相談へつながる場合もあります。このように公的な機関で相談を受けているにもかかわらず、「配偶者からの暴力に関する調査※19（11ページ参照）」の結果では、被害を受けた人のうち「だれにも相談しなかった」という人の割合が多く、相談したとしても、「家族・親戚」「友人・知人」といった身近な人への相談が多くなっており、被害者が公的機関の相談、支援へとつながっていない現状が明らかになりました。

そこで、一人でも多くの被害者が適切な相談先につながり、適切な情報提供及び支援が受けられるよう、様々な手段を使って相談先の周知を徹底することが必要となります。特に、通常の情報提供では情報の届きにくい、外国人や高齢者、障害者については一層の配慮が必要です。

また、「女性の心と生き方相談」のほか「法律相談」や「人権相談」などで受けたDVの相談に関しても、本人の意思を尊重した上で情報や問題を共有化し適切な支援につながるよう、さらに連携を強化する必要があります。

被害者の置かれている状況は多様です。子どものいる人や外国人、高齢者や障害者、そして精神的な疾患のある人もいます。また、どのような支援を望んでいるかについても、それぞれ違います。どのような状況においても被害者の立場に立った相談及び切れ目のない支援を行うためには、庁内対応マニュアルを整備するとともに、職員への研修が必要となります。

#### ※21 被害者の保護

埼玉県婦人相談センター等における一時保護をさす。

#### ※22 女性の心と生き方相談

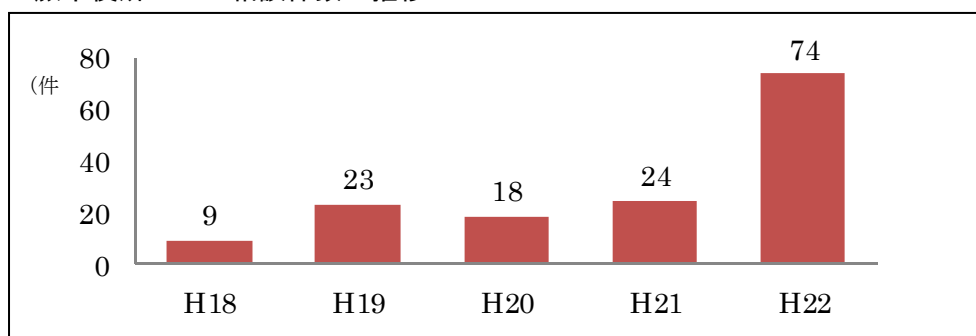
平成23年度は、「(有)フェミニストセラピーなにかま」へ委託し、第1～4金曜日の午後1時半～4時半に実施。DVの相談をはじめ、離婚や親子関係など女性に関する相談を幅広く受けている。

### 平成 22 年度の蕨市役所での DV 相談

担 当	相談件数		備 考
	実数	のべ件数	
児童福祉課	13件	33件	うち保護1件
市民活動推進室	19件	34件	
女性の心と生き方相談	7件	7件	主訴だけでなく背景も含む
合計		74件	

市民活動推進室調べ

### 蕨市役所の DV 相談件数の推移



市民活動推進室調べ

## 施 策

### 1 早期発見のための通報の周知

事業名	担当部署
<b>(1) 通報の意義と必要性の周知</b> 市民や医療関係者及び民生委員・児童委員などの福祉関係者に対して、「DV防止法」に基づく通報の意義と必要性についての理解が進むよう周知を図ります。	市民活動推進室 福祉総務課

## 2 相談窓口・相談機関の周知

事業名	担当部署
<p>(1) 様々な広報媒体を活用した相談窓口及び相談機関の情報提供</p> <p>男女共同参画情報紙「パートナー」※20（12ページ参照）や市のホームページでの継続的な情報提供をはじめ、広報蕨、ケーブルテレビなどを活用し、相談窓口及び相談機関について情報提供を進めます。</p>	市民活動推進室 秘書広報課
<p>(2) 相談窓口及び相談機関の情報提供リーフレットなどの作成・配布</p> <p>相談窓口及び相談機関の掲載されたリーフレットなどを作成し、公共施設をはじめ、被害者の目に触れやすいよう市内医療施設などで配布します。</p>	市民活動推進室

## 3 相談体制の強化及び充実

事業名	担当部署
<p>(1) 「女性の心と生き方相談」などの専門相談との連携による相談体制の強化及び充実</p> <p>フェミニストカウンセラーによる「女性の心と生き方相談※22（15ページ参照）」や、弁護士や司法書士による「法律相談」、人権擁護委員による「人権相談」などで受けたDVを主訴や背景とする相談について、被害者本人の意思を尊重した上で、情報や問題を共有化することで、相談体制の強化及び充実を図ります。</p>	市民活動推進室
<p>(2) DV相談及び被害者支援のための庁内対応マニュアルの作成</p> <p>被害者が、自分の置かれている状況に応じて相談することができ、適切な支援を受けることができるよう、庁内各課の対応についてのマニュアルを整備していきます。</p>	市民活動推進室 関係各課



<p>(3) <b>外国人や高齢者、障害者からの相談に対する配慮</b></p> <p>外国人や高齢者、障害者などからの相談に対しては、それぞれの特性に応じた配慮を行い、相談及び支援を円滑に進めます。</p>	<p>市民活動推進室 介護保険室 福祉総務課</p>
<p>(4) <b>相談担当職員の資質の向上と二次被害防止のための職員研修の実施</b></p> <p>相談を担当する職員については、埼玉県男女共同参画課や埼玉県男女共同参画推進センター「With you さいたま」または民間団体が主催する研修会などに積極的に参加し、資質の向上を図ります。また、二次被害を防止するために市職員に対する研修を実施します。</p>	<p>市民活動推進室 児童福祉課 人事課 関係各課</p>
<p>(5) <b>配偶者暴力相談支援センター設置の検討</b></p> <p>「DV防止法」では、配偶者暴力相談支援センター※12(5ページ参照)の設置を市町村の努力義務としていることから、将来的な設置に向けて検討を進めます。</p>	<p>市民活動推進室</p>
<p>(6) <b>加害者の相談及び更生に関する対策の検討</b></p> <p>加害者の更生はDVの防止に向けて重要な課題の一つですが、いまだ国においては加害者の更生のための指導方法が確立されておらず、調査・研究を進めているところです。蕨市でも加害者の相談への対応をはじめ加害者の更生に向けた取り組みの重要性を認識し、調査・研究を進めていきます。</p>	<p>市民活動推進室</p>

## 基本目標3 被害者の安全確保と自立支援

### 現状と課題

「配偶者からの暴力に関する調査※19 (11 ページ参照)」では、配偶者から何らかの暴力を受けたことがある人のうち、女性の5人に1人、男性の6人に1人が「命の危険を感じたことがある」と答えています。

被害者からの相談を受けた時点から、他の何よりも優先させなければならないのは、被害者の安全確保です。特に身体的暴力が激しい場合や、加害者の追及が執拗な場合は、必要に応じて警察と連携した安全確保に努めなければなりません。

被害者からの相談を受けている間はもちろんのこと、保護施設への入所時にも被害者に同行するなど、常に安全確保に努めることが重要です。

一時保護を必要としない場合でも、被害者の安全が脅かされることのないよう、警察への相談や保護命令制度※11 (5 ページ参照) に関する情報提供など、適切な助言をすることが必要です。

また、被害者に関する情報の保護や管理にも細心の注意を払う必要があります。被害者が加害者のもとから離れ、避難した場合に、住民基本台帳の閲覧、住民票の写しの交付、国民健康保険や国民年金の手続きなどから避難先が加害者に知られることのないよう、被害者の情報の保護を徹底しなければなりません。被害者に子どもがいる場合には、子ども手当や転校、または保育園の入園などに伴う手続きについても情報の管理を徹底することが大切です。

被害者がそれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立した安全な生活を始めるためには、住宅の確保をはじめ、経済的基盤の確立、子どもの養育、心のケア、母子家庭に対する支援制度などの様々な支援が必要になります。被害者の状況は多様であるため、それぞれの被害者の状況に応じた適切な支援を切れ目なく行えるよう、様々な施策や制度を活用したきめ細かい支援が必要になります。

## 1 被害者の安全確保

事業名	担当部署
<p>(1) 相談時における安全確保のためのワンストップサービス※23の実施</p> <p>被害者が相談のために来庁した際に加害者の目に触れることがないように十分に配慮し、相談や各種手続きを1ヵ所で行うワンストップサービスにより安全確保を図ります。</p>	市民活動推進室 関係各課
<p>(2) 被害者の保護</p> <p>面接相談により被害者が一時保護を希望し、保護が必要と判断した場合には、埼玉県婦人相談センターへ一時保護を依頼し、安全確保を図ります。</p>	児童福祉課
<p>(3) 加害者の追及に対する対応</p> <p>加害者からの追及に対しては各課窓口での対応に細心の注意を払うとともに、加害者からの追及が執拗な場合は、必要に応じて警察と連携して安全確保に努めます。</p>	市民活動推進室 関係各課

※23 ワンストップサービス

各種行政手続きの案内、申請、交付などのサービスを1ヵ所で提供することをいいます。被害者の安全確保を図るとともに、手続きに係る負担を軽減します。

## 2 被害者の情報の保護

事業名	担当部署
<p>(1) 住民基本台帳事務における閲覧制限の措置</p> <p>DVの支援措置の申出を受け、面接相談の結果、措置の必要性があると判断した場合に、住民基本台帳の閲覧、住民票の写しの交付、戸籍の附票の写しの交付を制限して、被害者の情報の保護に努めます。</p>	市民活動推進室 市民課
<p>(2) 被害者に関する情報の保護の徹底</p> <p>被害者及び同伴の子どもに関する情報保護の徹底について、全庁的に取り組みます。</p>	市民活動推進室 関係各課

### 3 被害者の自立に向けた支援

事業名	担当部署
<p><b>(1) 経済的支援</b></p> <p>自立に向けた経済的基盤の確立のために、生活に困窮する被害者に対しては、生活保護法に基づき必要な支援を行います。その他、健康保険や子ども手当、子ども医療費支給制度などの手続きについて助言します。</p>	福祉総務課 医療保険課 児童福祉課
<p><b>(2) 住宅支援</b></p> <p>埼玉県営住宅の短期入所制度や抽選倍率優遇制度に関する情報提供を行います。</p>	市民活動推進室 児童福祉課
<p><b>(3) 就労に向けた支援</b></p> <p>ハローワークでの求職活動や埼玉県女性キャリアセンターでの就労相談など就労に向けた活動についての情報提供を行います。</p>	市民活動推進室 児童福祉課
<p><b>(4) 精神面への支援</b></p> <p>フェミニストカウンセラーによる「女性の心と生き方相談※22 (15 ページ参照)」で継続的な精神面への支援を行います。また、精神的な疾患のある被害者へは保健師による支援を行います。子どもや母子関係の相談については、家庭児童相談室で相談に応じます。</p>	市民活動推進室 保健センター 児童福祉課
<p><b>(5) 同伴する子どもへの支援</b></p> <p>子どもの就学や保育園の入園などに関して弾力的な運用を進めます。また、DVの目撃や子どもに対する直接の虐待など、心理的に大きな傷を負っている子どもの心のケアを行います。</p>	学校教育課 児童福祉課 保健センター
<p><b>(6) 自立に向けた情報提供</b></p> <p>被害者の状況に応じた適切な支援に関する情報提供を行うため、自立支援ハンドブックなどを作成します。また、保護命令制度※11 (5 ページ参照) や離婚など、法的手続きに関する情報については、「法律相談」などの利用を勧めます。</p>	市民活動推進室

## 基本目標 4 関係機関との連携協力

### 現状と課題

被害者の支援には、関係機関及び関係各課が相互に連携協力した体制づくりが必要です。

蕨市では、「女性の心と生き方相談※22（15ページ参照）」担当フェミニストカウンセラー、警察署、市役所関係各課による「女性相談連絡会議」を年1回開催し、DVに関する情報の共有及び各関係機関相互の理解を深めてきました。今後は「女性相談連絡会議」の充実を図るとともに、庁内の相談、支援体制についても、常に適切な支援がなされるよう「DV対策庁内連絡会（仮称）」を設置し、連携を強化する必要があります。

### 施策

#### 1 関係機関との連携協力

事業名	担当部署
(1) 「女性相談連絡会議（庁内外連絡会議）」の充実 「女性相談連絡会議」の開催回数を増やし、より一層の充実を図ります。	市民活動推進室 関係各課
(2) 「DV対策庁内連絡会（仮称）」による庁内連携の強化 DV相談または支援に関係する課の担当者による「DV対策庁内連絡会（仮称）」を設置します。なお、定例的な開催のほか、必要に応じて、関係各課との情報の共有化や個別ケースの対応協議などを行い連携協力を進めます。	市民活動推進室 関係各課

## 3 計画の推進

### 計画の推進

この計画の推進にあたっては、庁内に設置している「蕨市男女平等行政推進会議※17 (6 ページ参照)」を中心として、計画に掲載された施策及び事業に関係する担当部署がそれぞれ協力しながら取り組むとともに、必要に応じて、有識者や市民で構成する「蕨市男女共同参画推進委員会※15 (6 ページ参照)」に意見を求めます。

また、この計画の見直しについては、計画期間を通じた取り組みの進捗状況や社会情勢の変化、市民の意識や市の他の計画の状況などを勘案しながら、計画最終年度の平成 27 年度に検討します。なお、計画期間中であっても、「DV防止法」や「基本方針※6 (2 ページ参照)」、「埼玉県DV基本計画※7 (2 ページ参照)」の見直しが行われた場合などは、必要に応じて見直しを行うこととします。

# 資料編

---

- 蕨市配偶者からの暴力に関する調査結果報告書
  
- 関係法令等
  - ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
  - ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（概要）
  - ・ 埼玉県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（概要）
  - ・ 蕨市男女共同参画パートナーシップ条例
  
- 名簿
  - ・ 蕨市男女共同参画推進委員会委員
  - ・ 蕨市男女平等行政推進会議委員
  
- 計画策定の経過





# 配偶者からの暴力に関する調査

## 結果報告書

平成22年11月

蕨 市

# 目 次

## 【調査の概要】

1	調査目的	.....	2
2	調査の方法	.....	2
3	調査項目	.....	2
4	回収結果	.....	2

## 【調査結果の概要】

1	意識		
	問 1 夫婦間の暴力と認識される行為	.....	3
	(問 2 配偶者の有無) 17ページの回答者の属性に記載		
2	加害経験		
	問 3 配偶者への加害経験の有無	.....	4
	問 4 加害行為に至ったきっかけ	.....	5
3	被害経験		
	問 5 配偶者からの被害経験の有無	.....	6
	問 6 命の危険を感じたこと	.....	6
4	相談		
	問 7 暴力に関する相談	.....	7
	問 8 相談した相手	.....	7
	問 9 相談できなかった理由	.....	7
5	被害者への援助や防止策		
	問10 DVに対し有効な援助	.....	8
	問11 男女間の暴力の防止策	.....	9
6	自由意見	.....	10
7	回答者の属性	.....	17
	(ア) 性別		
	(イ) 年齢層		
	(ウ) 職業		

## 【調査の概要】

### 1、調査目的

配偶者等からの暴力（以下DV（ドメスティック・バイオレンス）という）に関する問題について、市民の意識、加害・被害経験の実態等を把握することで、DV防止やDV被害者への支援のあり方等の具体的な施策を検討し、「配偶者等暴力防止基本計画」策定のための基礎資料とするために実施

### 2、調査の方法

- (1) 調査対象：住民基本台帳に記録された20歳～69歳の市民1,000人  
(女性 500人、男性 500人)
- (2) 調査方法：①行政連絡員を通じて配布し、調査用紙は郵送で回収 888人  
(礼状兼催促状を1回送付)  
②蕨市男女平等推進市民会議会員を通じて配布し直接回収 112人
- (3) 調査期間：平成22年7月9日～7月30日

### 3、調査項目

- (1) 意識
- (2) 加害経験
- (3) 被害経験
- (4) 相談
- (5) 被害者への援助や防止策

### 4、回収結果

	標本数	回収数	回収率
女性	500人	239人	47.8%
男性	500人	117人	23.4%
性別不明	-	14人	-
総数	1,000人	370人	37.0%

#### 【調査結果の数値について】

- ・グラフ中の数値は、その質問項目に該当する回答者の数を100.0%として計算した比率です。
- ・グラフ中の数値は、四捨五入をしているので、比率の合計は100.0%にならない場合もあります。
- ・複数回答の質問は回答の合計が100.0%を超えることがあります。

#### 【この調査での“配偶者”とは】

この調査での“配偶者”とは、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者（離婚・死別した相手、事実婚を解消した相手）も含まれます。

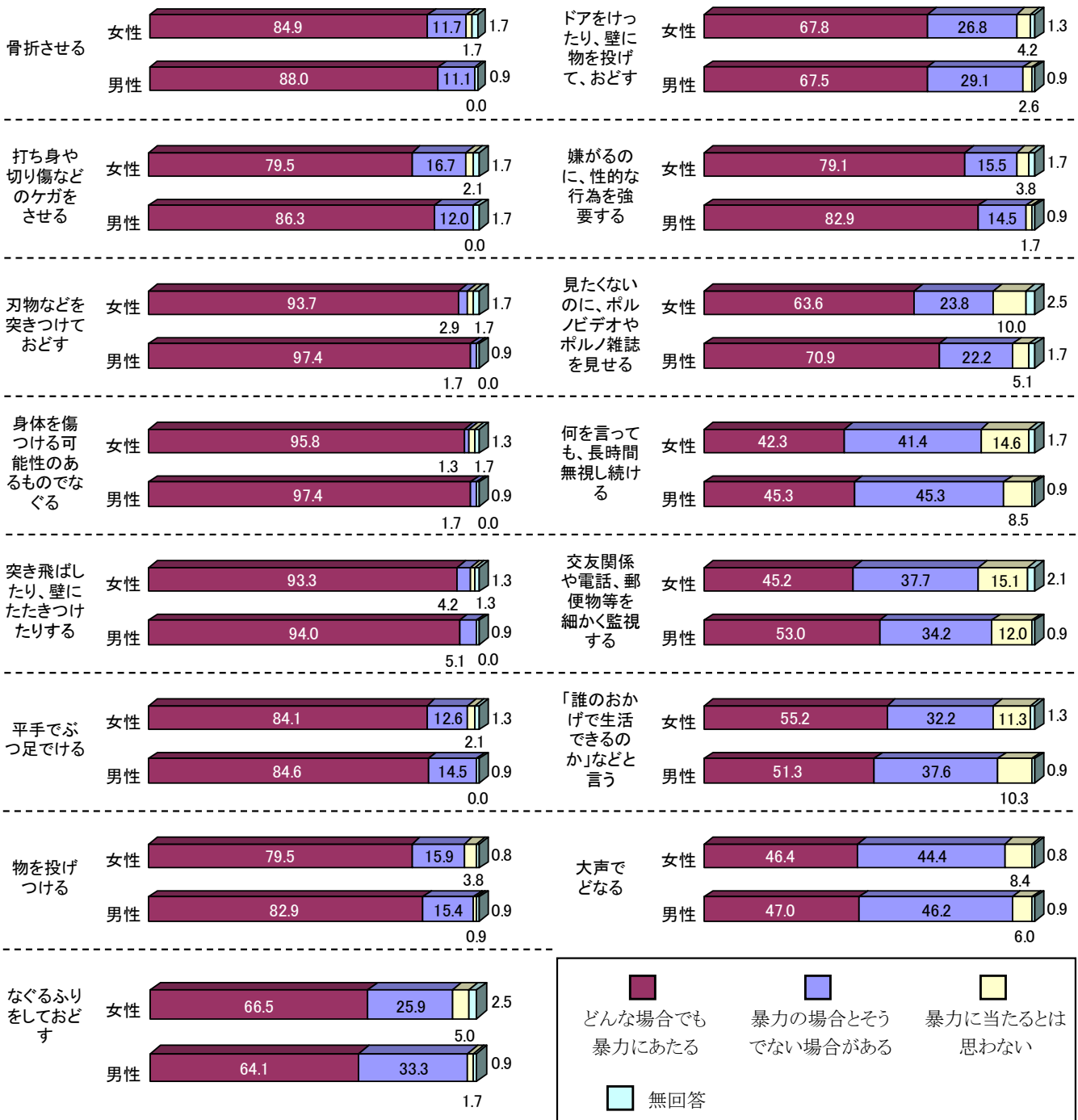
# 1 意識

## 【夫婦間の暴力と認識される行為】

女性 n = 239

男性 n = 117

問1 次のようなことが夫婦の間で行われた場合、それを暴力だと思いますか。



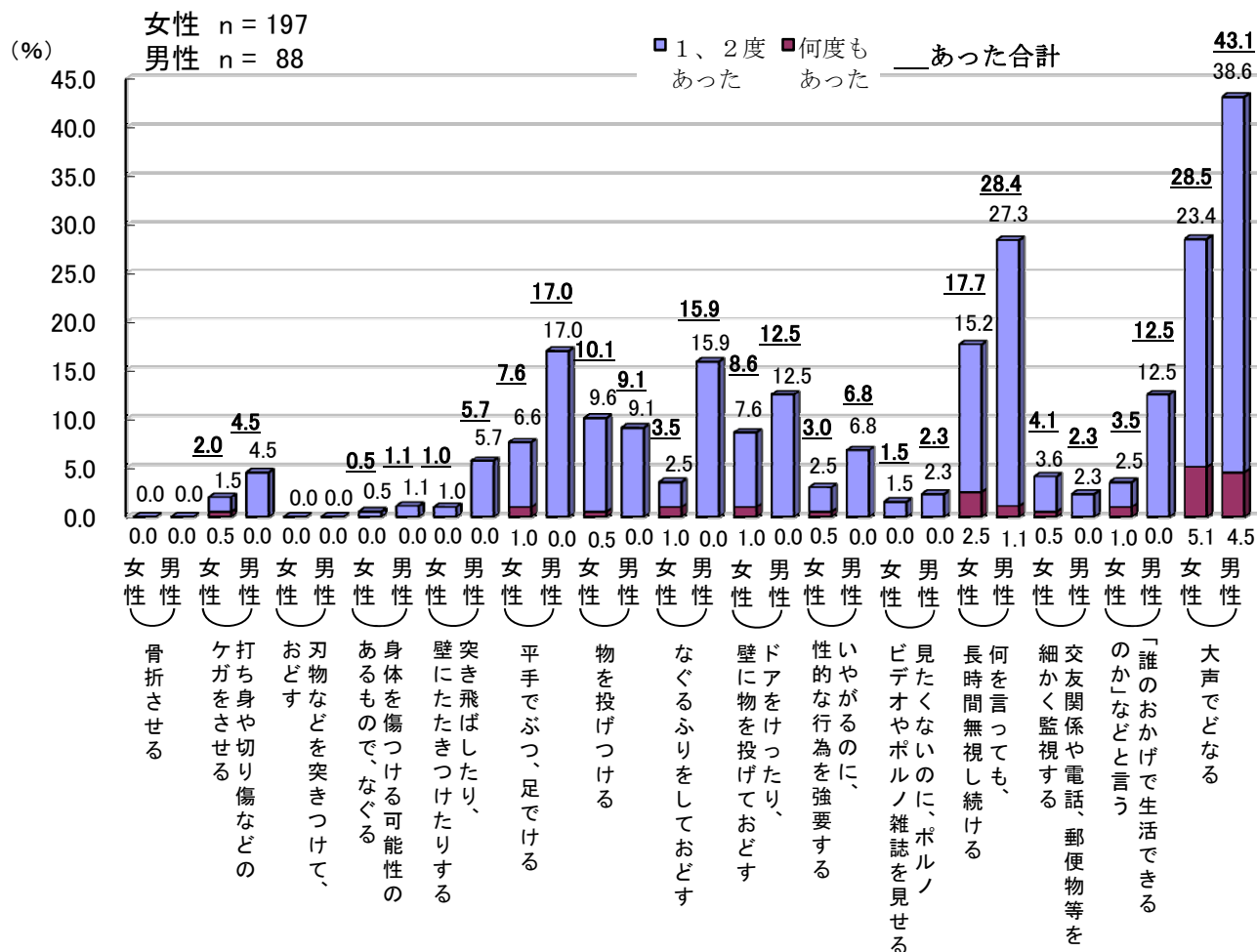
夫婦間の暴力と認識される行為について聞いたところ、上記15項目のうち、  
 「身体を傷つける可能性のあるものでなぐる」  
 「刃物を突きつけておどす」  
 「突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする」  
 は、男女ともに9割以上の方が「どんな場合でも暴力にあたる」と認識しています。  
 一方、「何を言っても長時間無視し続ける」ことを「どんな場合でも暴力にあたる」と認識している方は、男女ともに半数以下となっています。

問3から問9は、現在配偶者がいる方、または過去に配偶者がいた方にかがいます。

## 2 加害経験

### 【配偶者への加害経験の有無】

問3 これまでに、あなたの配偶者に対して次のような行為をしたことがありますか。



### ●加害経験の男女比

上記15項目のうち、何らかの加害経験がひとつでもあると答えた人

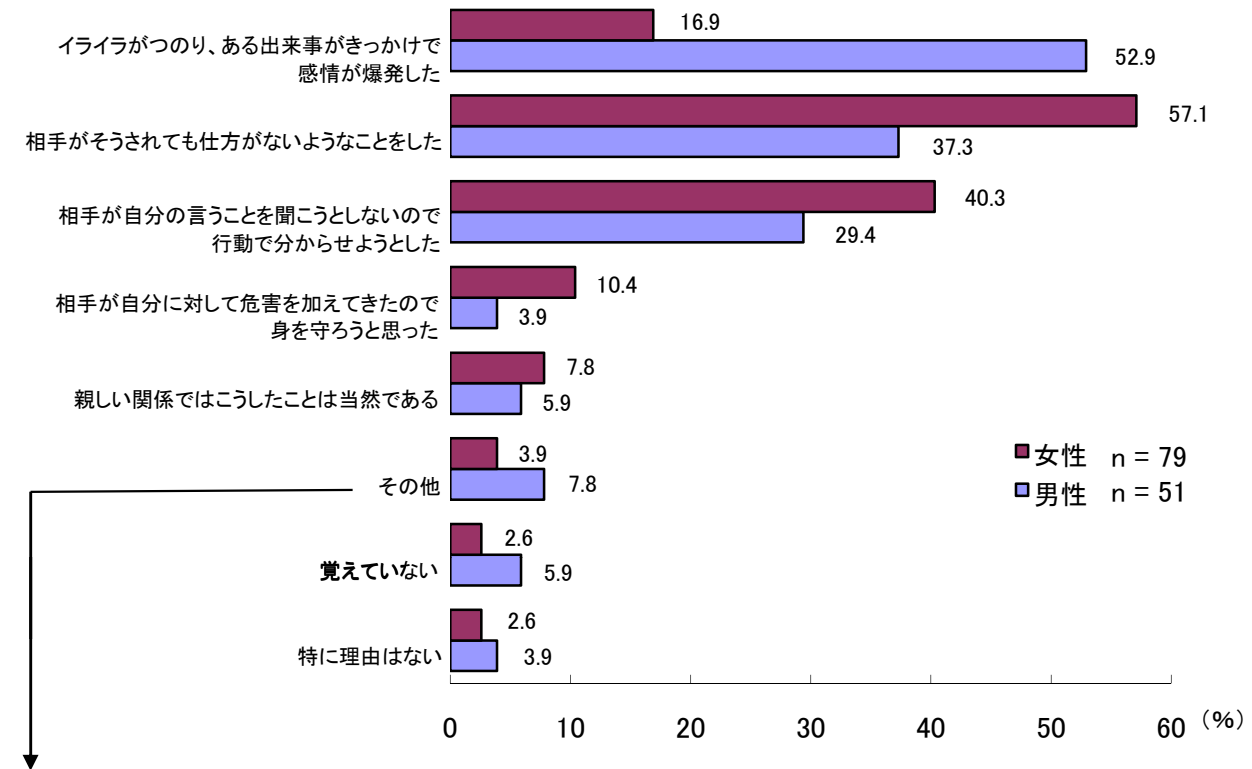
	人数	割合
女性	79人	40.1%
男性	51人	58.0%

配偶者がいる（いた）方に、上記15項目の加害経験の有無をたずねたところ、「何度もあった」「1、2度あった」を合わせた『あった（計）』は、「大声でどなる」「何を言っても、長時間無視し続ける」が多くなっています。また、上記15項目のうち、何らかの加害経験がひとつでもあると答えた人は、女性が40.1%、男性が58.0%となっており、男性の加害経験率が高いことが分かります。

## 【加害行為に至ったきっかけ】

問3の【加害経験の有無】で1つでも「何度もあった」「1、2度あった」とお答えの方に伺います。

問4 あなたが問3であげたような行為をするに至ったきっかけは何ですか。(〇はいくつでも)



その他の記述

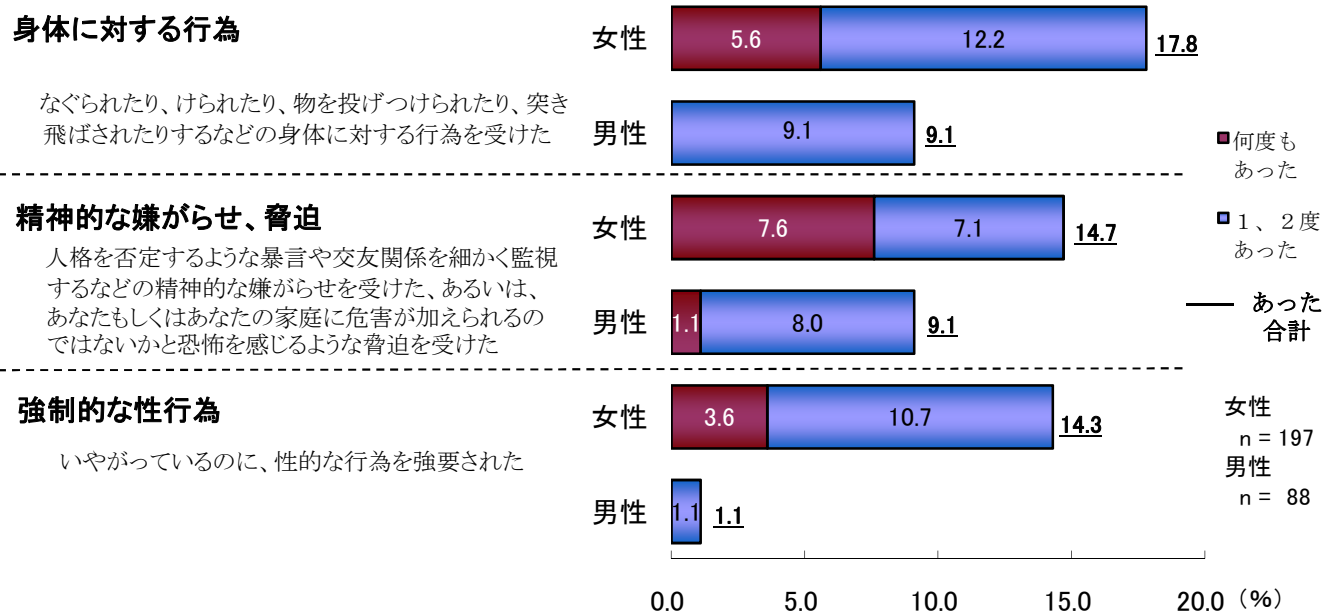
- 女性
  - ・相手が聞く耳を持たないようなので気持ちを向けようという手段として
  - ・言い合いのケンカをしてしまったとき
  - ・離婚の話し合いで互いに感情のコントロールができなかった
- 男性
  - ・口げんかの際、押し問答中、床柱に頭をぶつけた
  - ・暴力はいけないと分かっているにもかかわらず酒を飲んでしまって抑制力が失われた時
  - ・興奮状態がさめるまで時間をかけて解決する
  - ・相手が自分を馬鹿にした態度をとった

加害行為のきっかけは、男性では「イライラがつり、ある出来事がきっかけで感情が爆発した」が半数以上で最も多くなっており、女性では「相手がそうされても仕方がないようなことをした」と答えた方が、半数以上で最も多くなっています。

### 3 被害経験

#### 【配偶者からの被害経験の有無】

問5 これまでに、あなたの配偶者から次のような行為をされたことがありますか。



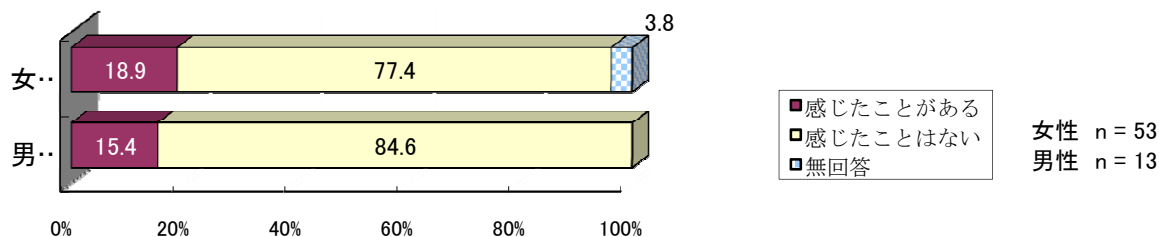
#### ●被害経験の男女比

上記の3種類の行為のうち、何らかの被害経験がひとつでもあると答えた人

	人数	割合	
女性	53人	26.9%	女性 n = 197
男性	13人	14.8%	男性 n = 88

#### 【命の危険を感じたこと】

問6 あなたはこれまでに、その相手の行為によって、命の危険を感じたことがありますか。



3つの行為の被害経験をたずねたところ、「身体に対する行為」が最も多く、どの行為についても、女性の被害が男性を上回っていました。また、配偶者からの暴力被害の『経験がある』と答えた方は、女性が26.9%、男性が14.8%で、女性は4人に1人が被害にあった経験があることとなります。被害を受けたことがある方のうち、女性で18.9%、男性で15.4%の方が「命の危険を感じたことがある」と答えています。

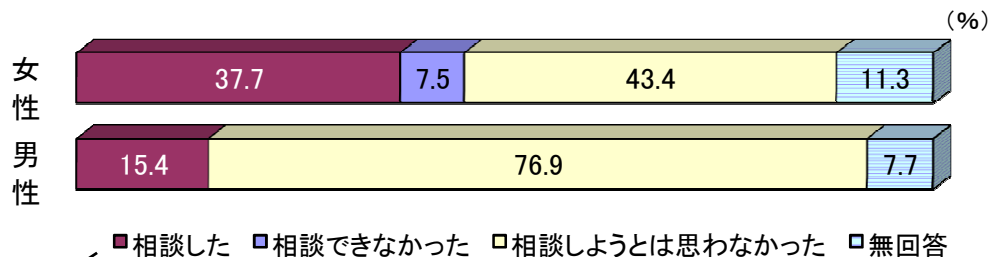
## 4 相談

### 【暴力に関する相談】

被害経験のある女性 n = 53

被害経験のある男性 n = 13

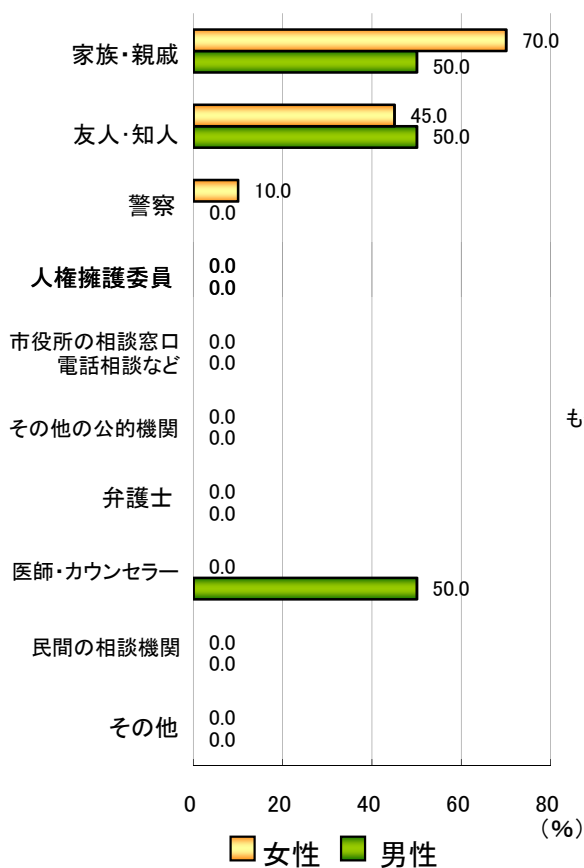
問7 あなたは、その受けた行為について誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。



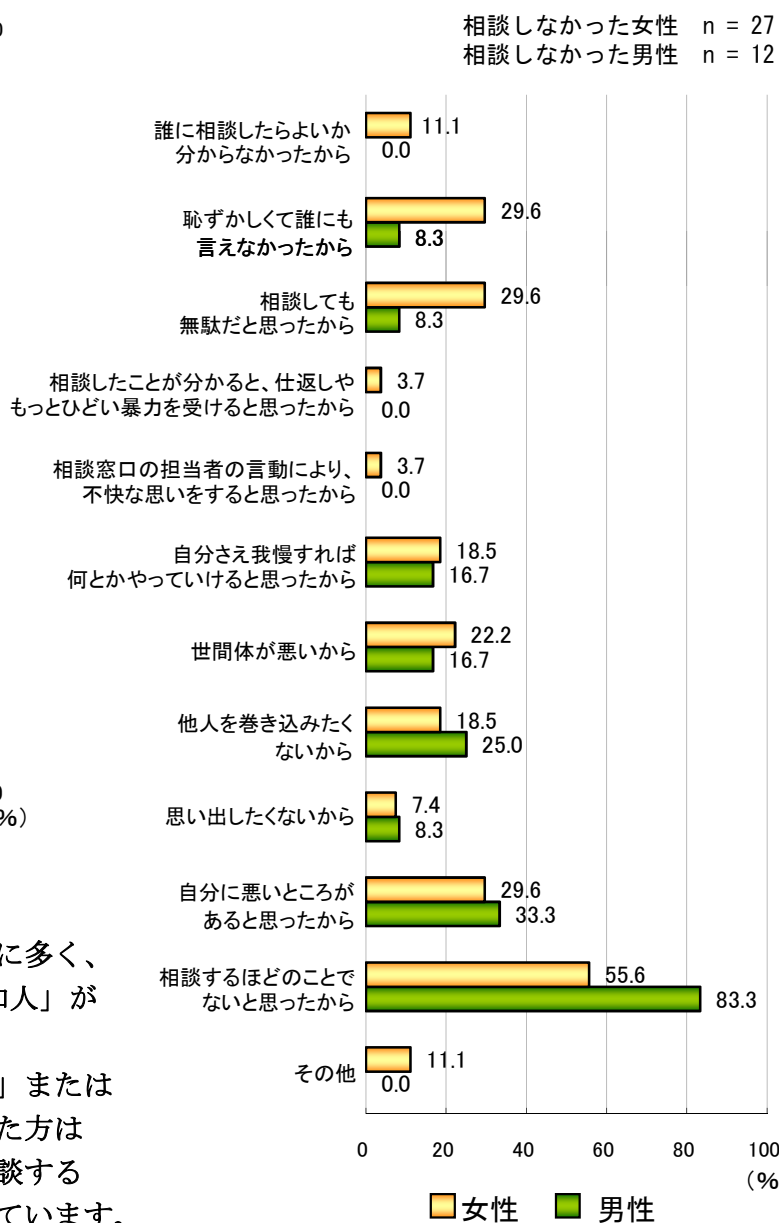
【相談した相手】(〇はいくつでも)  
相談した女性 n = 20  
相談した男性 n = 2

【相談できなかった理由】(〇はいくつでも)

問8 あなたが相談した人(場所)は誰ですか



問9 あなたが誰(どこ)にも相談できなかったのはなぜですか。



誰かに「相談した」のは男性よりも女性に多く、相談した相手は「家族・親戚」「友人・知人」が多くなっています。

一方、多数を占める「相談できなかった」または「相談しようとは思わなかった」と答えた方は男性に多く、その理由のほとんどが「相談するほどのことでないと思ったから」となっています。



問10から問11は、全員の方にうかがいます。

## 5 被害者への援助や防止策

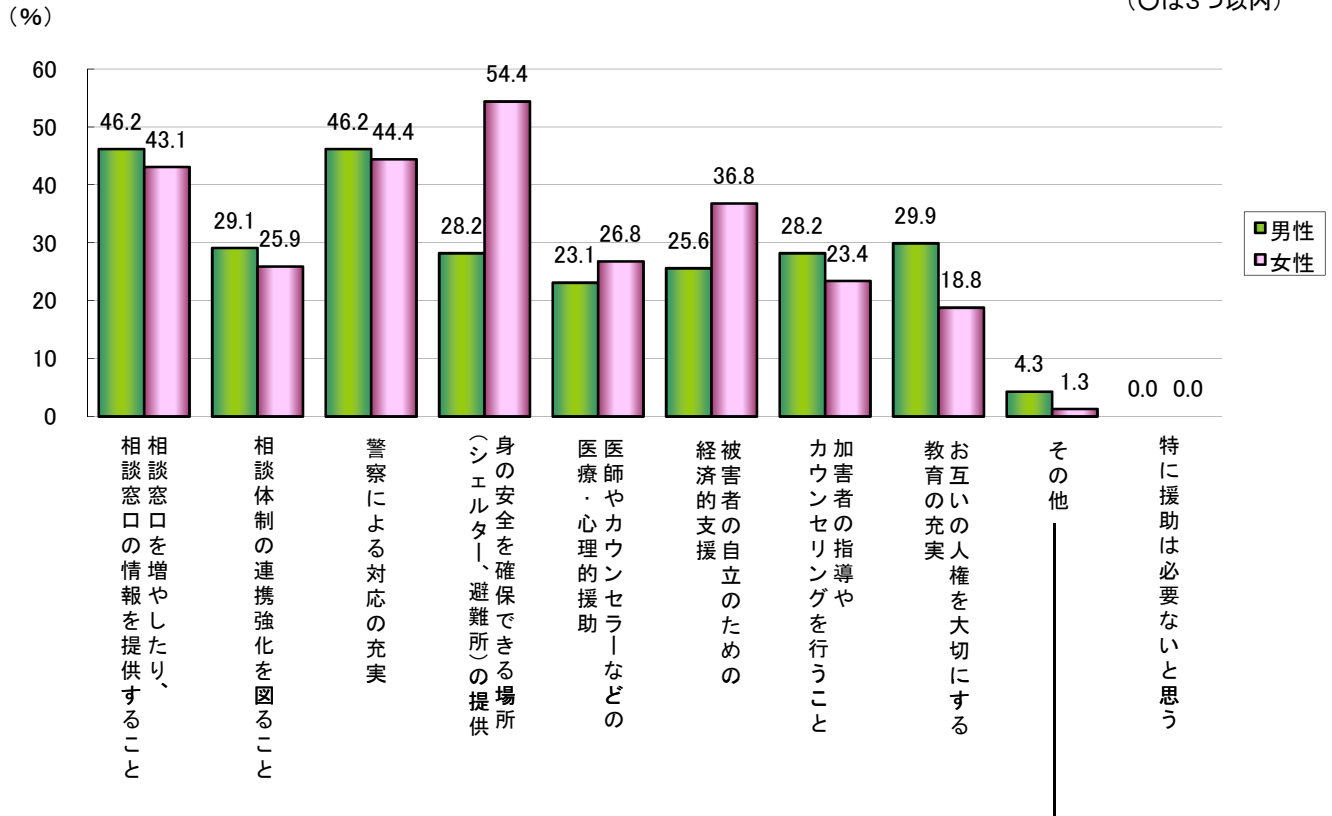
### 【DVに対し有効な援助】

女性 n = 239

男性 n = 117

問10 あなたは配偶者や恋人などからの暴力に対し、どのような援助が有効だと思いますか。

(○は3つ以内)



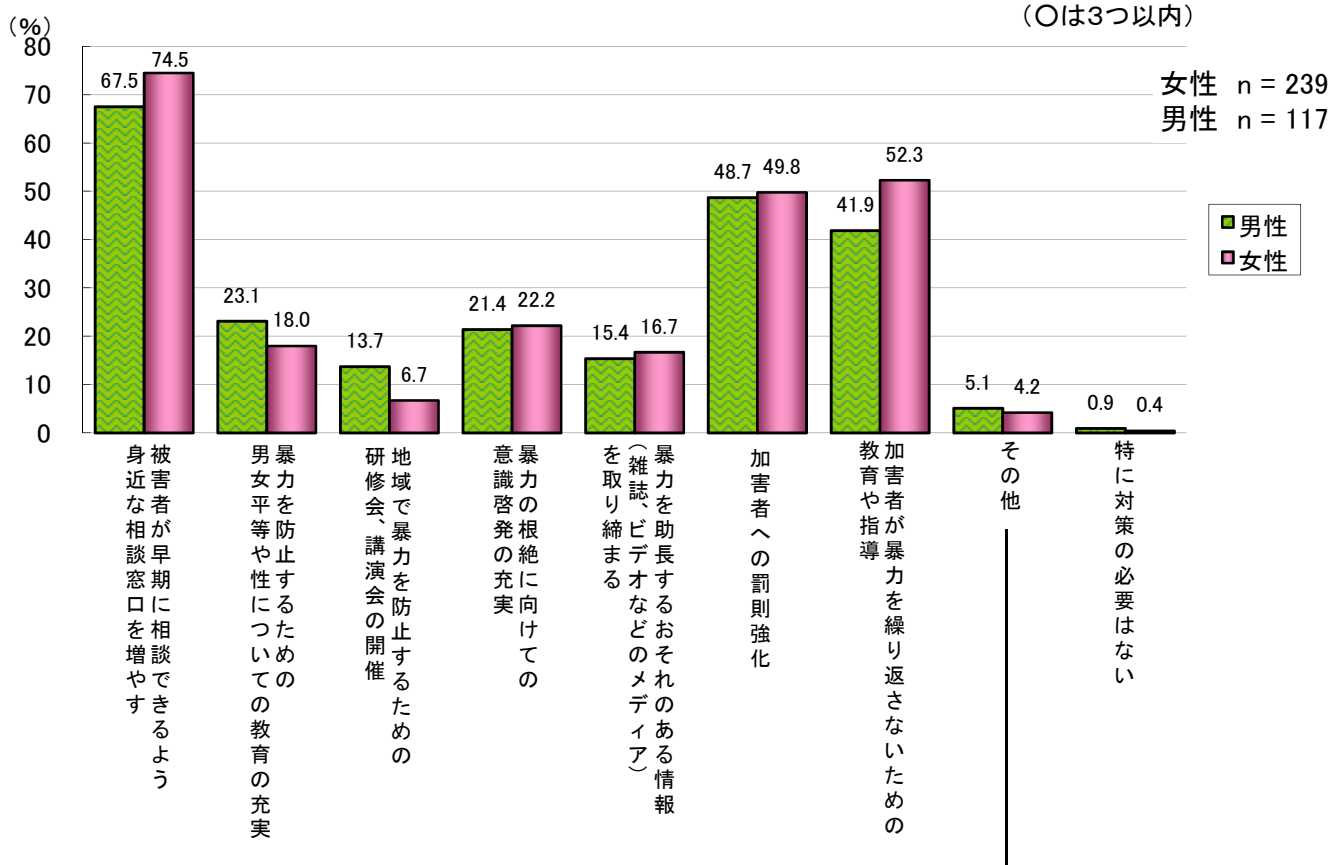
その他の記述

- 女性
  - ・本人の考え方です
  - ・相談しても解決法が見つからないから無駄だと思う
  - ・加害者の精神鑑定、加害者の隔離
- 男性
  - ・プライバシーの問題で難しいかも知れないが地元住民、行政で止めることが出来たら良いと考えている
  - ・職場の勤務状況、住んでる家の大家さんからの情報提供
  - ・携帯やインターネットで気軽に相談できる環境を作る
  - ・被害者の立場になって考えると現代版駆け込み寺的な所が必要かも
  - ・お隣同士、知り合いになり、何でも言える人を作る

配偶者や恋人からの暴力に対し、どのような援助が必要と思うかとたずねたところ、女性では「身の安全を確保できる場所（シェルター、避難所）の提供」が一番多く、次いで、男女ともに「相談窓口を増やしたり、相談窓口の情報を提供すること」と「警察による対応の充実」と答える方が多かった。

## 【男女間の暴力の防止策】

問 1 1 男女間における暴力をなくすためには、どうしたらよいと思いますか。



その他の記述

- 女性
- ・被害者の自立（精神的、経済的）、警察の全面的な理解・協力
  - ・加害者のメンタルケア、治療
  - ・加害者の幼少期の教育
  - ・暴力は絶対に許してはいけないという教育を中高生にする（加害者の精神的自立のためにも許してはならない）
  - ・命の大切さ、人間としての思いやり、弱者に対する愛情の教育が必要
  - ・児童虐待の影響もあると思うので、その防止対策の強化
  - ・子どもの成長期に人間としての命の大切さを教えたり、家族間の愛情というものを分かることが必要だと思う。思いやりや愛情など
  - ・加害者のカウンセリング
  - ・暴力と愛情の違いを伝え、加害者や被害者の早期発見を図る
  - ・大人になってから急に暴力をふるうのではないと思う。子どもの頃からの教育・環境が大切だと思う。
- 男性
- ・行政による加害者に対しての何らかの対策
  - ・必要以上の情報の規制をしないこと
  - ・深刻な被害者にしてみれば身の安全な場所、相談できるところが欲しいと思う
  - ・警察の取締りの強化
  - ・男女間において暴力について話し合う認識合わせが必要
  - ・なぜ暴力行為が発生するのか、お互いに考える時間を与える機関を作る

男女間の暴力の防止策についてたずねたところ、男女ともに「被害者が早期に相談できるような身近な相談窓口を増やす」が一番多かった。次いで、「加害者への罰則強化」や「加害者が暴力を繰り返さないための教育や指導」といった加害者への対応を望む声が多かった。

## 配偶者等からの暴力に関する調査 自由意見

### 女性 20歳代

- ・男女の権利や地位は平等であって欲しいと思うが、やはり男と女は違う生き物だから、男には男の、女には女の良さを生かした仕事場や地位があると思う、「平等」にとらわれず、双方の良さを生かす社会ができたらいと思う。DVは基本、加害者が悪いと思うが、被害者も相手と関係を断つ強さが必要だと思う。それでも関係を断てない人というのはいると思うから、そういった人たちの助けになれるような支援をして欲しいと思った。(女性 20歳代 学生)
- ・私自身DVに関しては詳しくないのですが、今まで生きてきて“DV”という言葉を目にすることはありましたが、注意など呼びかけるような情報に触れることは少なかつたと思います。まだ意識レベルが低く、する方、される方ともDVの認識がないように思います。セクハラや痴漢などのようにいけないことだという意識を育てていく必要があると思います。個人的な意見ですが、私の行動や判断基準となるもとは今までの経験と教育でした。特に幼い頃の。幼い頃、どんな人との関わりをしてきたか、どう怒られほめられたか、今の自分に良く反映されていると思います。良い悪いを言ってくれたからこそ、まともな考え方ができると思います。現在、人のつながりがうすく、人の意見に触れる機会が少ないことが非道につながっていると思います。まずは、市や町会など小さい単位でのつながりを増やす、力を入れる必要があると思います。(女性 20歳代 学生)
- ・DVを受ける人は「自分に非があるから、そのようにされても仕方ない」「相手を怒らせてしまっているのは自分のせいだ」と思ってしまう傾向があると聞きました。そのDVが重度であればあるほど。したがって人にそのことを打ち明けたり相談することを「恥ずかしいこと」と認識してしまう場合もあるようです。そのためにも、日頃からDVに対する情報や相談窓口の存在など身近に感じられれば、自分の置かれている状況を「もしや？」と客観視し見つめられるきっかけになるのかなあ…と感じます。あと、DVをしてしまう側も心の傷や過去のトラウマが原因になっているケースが多いと聞きます。加害者の方も被害にあった場合などは特に、その方へのメンタルケアや治療も必要になってくると思います。(女性 20歳代)
- ・DVを行ってしまう加害者は自分の生まれ育った環境によることが多いと良く聞きます。時と場合によって、解決策も違ってくると思います。どんなケースでも一番は被害者の身の安全を確保すること。最悪の事態を避けることだと思います。(女性 20歳代 会社員)
- ・暴力そしてDVに対する知識を高めることは問題の早期発見・対策・解決につながると思います。なぜ暴力・DVをするのかという理由・原因を見つけ、そうした要因を排除することは暴力の予防につながるのではないかと考えます。特に社会的背景(貧困・格差)などが引き金となり、女性やお年寄り、子どもなどの社会的弱者に対する暴力につながるケースでは、被害者・加害者への行政レベルでのサポ

ート（被害者が安心して相談できる窓口、匿名で相談できる電話窓口、被害者の不安解消につながるまでをフォローアップする、加害者の社会復帰を援助するための心理的・社会的・経済的サポートなど）が問題の再発防止、そして暴力の根絶につながるのではないかと思います。（女性 20歳代）

- ・暴力でしか気持ちを表現できないのか、単なる八つ当たりとかなのか。DVをする人の真意がよく分からないので、加害者側を徹底すべきであると思う。それに伴って被害者側のカウンセリング等を行い、もしかしたら後側にも非があるかもしれないので、早期解決のため、場を設けて欲しいです。（女性20歳代 会社員）
- ・多くのDVは、暴力と愛情の繰り返し。児童虐待と同じで加害者の愛情を被害者が捨てられずにいる場合が多いと思います。その結果思いつめて…。簡単な質問シート（問1のようなもの）を誰もが目にするところや、広告にしてたくさんの人の目に触れるようにすれば意識も少し変わるのではないかと思います。（女性 20歳代）
- ・最近是不景気のせいで失業者が増え続け、なかなか職につけなくて苛立ちを女性にぶつけてしまう男性が多いのかなと私は思います。なかには、相手のことが大事で謝ってくれるなら許せてしまう女性、相手の支配力で逆らうことができず、そのまま耐えてしまう女性という2つのパターンがあり、DVの予兆がなかなか見つけにくい。（女性 20歳代 無職）

#### 女性 30歳代

- ・DVを受けている主婦は経済的に生活していけないので我慢をせざるを得ない場合

が多いので、経済的支援は必要だと思います。身体への暴力よりも言葉の暴力で精神的にまいてしまう方もいると思いますが、外傷がないため、なかなか話を相談できないと聞きました。そのような場合の対処も考えていただきたいです。蕨市内で子どもへの虐待事件をニュースで見ました。DVも決して許されるものではないですが、それ以上に子どもへの虐待を取り締まって欲しいです。

（女性 30歳代 主婦）

- ・このようなアンケートが実際に手元に届き、改めて身近な問題であると感じました。私はDVにあっていませんが、DVに合っている人は数多く存在するのではないのでしょうか？普段生活している中でスーパーやショッピングモールなどに家族で行くと、そんな感じを匂わせる家族と遭遇することがあります。夫婦間だけではなく、子どもまでも巻き添えにさせて子どもはかわいそうです。一つ一つのコミュニケーションが欠けているのと時代がそうさせてしまっているのかな…と感慨深い問題でこれからも消える事はないでしょう。でも少なくさせることは限りなく可能でしょうから、地域（住んでいる近所）みんなが助け合っていければいいなと思います。（女性 30歳代 主婦）
- ・実際にDVにあったことがないのでよく分かりませんが、家庭のことを気軽に相談できる場所があればいいのかなと思います。日常会話の中からうまく家庭の様子を聞きだせて判断ができるカウンセラーが必要だと思います。被害者の多くは自分が悪いと思うというのを聞いたことがあるので、まず、その状況が普通でないことを本人が気付かないと先に進まない

と思います。また、加害者には何らかの心の問題もあると思います。暴力を繰り返さないためのカリキュラムやカウンセリングもあったらいいと思います。

(女性 30歳代 会社員)

- ・多からず少なからず、夫婦間でのめんどろとはあると思います。それで暴力をふるってしまう人は自分も親からしつけと称して暴力を受けていたり、何かしら傷のある人も多いように感じます。まず、結婚して思うのは、親に迷惑はかけられない。専業主婦になってしまった今、子どもを連れてこの家を出てもどうすればいいかわからない。そう思う。その状況を打破するためには、やはり、シェルターなどの確保、女の人が働ける場所をもっと確保してほしいです。「人には痛いことはしてはいけない」子どもの時に教わらなかったのか、ニュースや新聞でDVの事を目にするたび思います。(女性 30歳代 主婦)
- ・DVの人は多分優しさと両方持っている人だと思います。優しさゆえに、なかなかDVから抜け出せなくなっていると思います。「いい人なんだもん」を早く忘れて、身を守るほうに考えを切り替えていく勇気が必要だと思います。(女性 30歳代 会社員)
- ・暴力は配偶者からだけではないと思う。被害者にとっては一生消えない心の傷。ふとしたときに思い出す。前に進めず立ち止まっている人がたくさんいると思います。(女性 30歳代)
- ・気軽に相談できる場所があれば、大きくなる前に事件を未然に防ぐことができると思う。どうしても躊躇してしまう人も多いと思う。(女性 30歳代 主婦)

#### 女性 40歳代

- ・家庭内における暴力は発見が難しいと思います。なかなか他人への相談は難しいので、やはり、現在は薄れてきた近所の方とのふれあい、付き合い方など昔のような近所づきあいが必要なと思います。(女性 40歳代 主婦)
- ・夫がアルコール依存症と知らず結婚し、優しい人だと信じていた。アルコールを飲むことで人格が変わり、多重人格と思った。最終的にうつ病を併発。病院受診を勧めても聞く耳を持ってくれず、私を殺そうと首を絞め、結局アルコールを多量に飲んで自ら命を絶った。私がもしかして彼を殺したのか？といまだに思う、今日この頃です。(女性 40歳代 自営業)
- ・友人で、ご主人からの度重なるDVに、殺されるという恐怖を感じて子どもを連れて家を出た人がいます。たまたま、貯えのある人だったので、ご主人に見つからないようにアパートを借りて、しばらくは子どもも普通に通学させていましたが、学校の登下校時に待ち伏せされるのでは…と、とてもおびえていました。結局、地方の実家に帰り、親権を争う裁判をおこしました。何度も何度もなぐられては「もう二度としない」と謝られ、子どものために…と耐えていたそうです。でも、そんな父親を見ているせいか、周りに手を上げることの多い子どもになっていました。被害者が絶え続けるのは、恐怖と逃げ場がないこと、先が見えないことなど、たくさんの理由があるのですが、誰にとっても不幸な状態を早いうちに異常であることを当事者たちが気付くことや、改善するための手段を提示できる人が近くにいることが必要なのかもしれま

せん。そんなに簡単な話ではありませんが…。(女性 40歳代 主婦)

・児童虐待防止と同様、外見では分かりにくい問題ですが、地域で連携をとって根絶の方向へ持っていったらと思います。

(女性 40歳代)

・特にDVについては、事件性がないにしても、早くから警察が介入してよいのではないかと思います。DVであっても近隣の住民や親族が気付いた時点で通報すれば、警察が何かしら動いてくれれば何とかなるケースもあるのではないのでしょうか。事件にならないと動けない警察では意味がないと常日頃から考えております。

(女性 40歳代 主婦)

・男性が弱くなっていると思う。精神的にも。男は弱いもの(者)を守ることが必要だということを忘れてはいけないと思う。そういう教育が必要なのでは?なぜなら、力では女性は負けるということ。肉体的に男には勝てないから。

(女性 40歳代 自営業)

#### 女性 50歳代

・家では、何もないので、意見はありません。(女性 50歳代)

・女性の立場から見て、男女平等などと昨今言われてはおりますが、私(50代)の年代では、まだまだ意識レベル(男性の女性に対する)は低いと思います。ただ、このような高齢社会に至っては意識改革は必要であるのではないのでしょうか?一歩ずつでも前進し、お互いが理解できる穏やかな生活を望みたいと思います。(女性 50歳代 主婦)

・指導者のレベルアップを願います。(女性 50歳代 主婦)

・DV 被害者は常に「自分が悪いのでは?」

「公的機関に相談したら世間にどう思われるだろう」と考えがちだと思います。

だから、事態を長引かせ悪化させる。そして思い切って相談しても、何の手段も打ってくれず最悪のケースまでいってしまう。法律で「何か事が起きなければ動けない」とあれば、シェルターetc の場所確保が必要。それと加害者が思い切った罰を受けなければやめないという事実があり罰則の強化も必要。被害者が強い意志を持って立ち向かえるよう相談を受けるだけでなく、具体的なノウハウを提示することも必要です。(女性 50歳代 主婦)

・細かいケンカは星の数ほどありますが、ご質問のような恐い思いは全くありません。私みたいのが普通であってほしいと思います。幼い頃から人をたたいたりしないような教育が必要だと思っています。教育は大事です。(女性 50歳代 主婦)

・男女雇用機会均等法のように何かのチャンスの選択をする場合の男女平等については賛成ですが、ひな祭りやこどもの日等、男の児、女の児の成長を祝うような昔からの伝統行事等を否定するのは断固反対です。ジェンダーフリー教育は一方的な偏見が多く学校教育にふさわしくありません。男女平等と言っても、男が子どもを産めないように、男女は肉体的に不平等です。暴力を振るうのは、精神的に未熟で自立できない幼稚な人だということを社会通念とする。(女性 50歳代 主婦)

・利益優先の社会になりすぎてしまったため、人間に価値のある人となない人の線引きをするようになってしまった。社会の役に立っている人は素晴らしい人、老人で

も何か生涯にやってきた人は価値ある人。そうではなく生きとし生けるもの全てに愛情を持てるような教育倫理が社会全体として必要と思う。DVは枝葉のようなものであると思う。(女性 50歳代 会社員)

- ・DVは他人に知られたくないという思いが強いと思うので、信頼できる相談窓口が増えると良いのではないかと思います。情報が分かると相談しやすいのではないかと思います。私の周りにはDVで悩んでいる方はいないのでよく分かりませんが、被害者のカウンセリングも大事なこととも思います。身近な人の助け、アドバイスが大事になると思います。(女性 50歳代 主婦)
- ・幸せなことに、いままで配偶者や恋人などから暴力を受けたことがありません。しかし、小さい頃父親から暴力を受けたということがあります。そんなに頻繁ではありませんでしたが、大人になっても忘れられない嫌な思い出です。(女性 50歳代 主婦)

#### 女性 60歳代

- ・うまく書けませんが、毎日の生活、小・中・高・大と生活で暴力を受け、その人が大きくなり暴力をする。そういう家庭をなくさないとなくならないと思う。私はこの年までなんの苦労もなく生活してきました。(女性 60歳代 無職)
- ・この様な調査は初めてですが必要と思います。私は60代なので主人からの暴力はありませんが相手に対しての思いやりが必要に思います。自分ばかり主張していても良くないと思います。しかし、この様な調べは必要と思います。(女性 60歳代 自営業)
- ・内面と外面の違い。些細なことでカッとなり手を挙げられました。冷静な話し合いもしてくれませんでした。(女性 60歳代 自営業)
- ・夫婦とも大病して夫は難病で大変なので最近自分中心になっています。(女性 60歳代 主婦)
- ・夫婦とも70歳代の方で、お酒を呑むと奥さんに暴力を振るう、呑んで大声を出されると奥さんは外へ逃げる。夜中であろうと冬であろうと、雨が降ろうとお構いなし。ご主人が眠りにつくまで外で過ごし、眠りにつくころ静かに家に戻る。警察に何度もお世話になるが、奥さんが被害届を出さない限りどうにもならない。また、奥さんは警察や近所の人にも絶対に話さない。主人の仕返しがこわくて言えない。本人(奥さん)からだが不自由なため、すばやい動きはできない。長い間住んでいるので、ここからは離れたくないと言っているので…相談窓口、包括支援センターにも相談したのですが、本人が被害届を出さない限りダメと言われました。(女性 60歳代 主婦)
- ・DVは加害者側が全面的に悪いと言えないと思う。愛情の欠如とか何かの原因があっっておきる場合が多いと思う。心の問題なので直すのは難しい。(女性 60歳代 主婦)
- ・最近の教育は昔と比べて甘い。子ども時代はケンカしながら育つのだが、人に対して暴力をふるう限度が分からない。徹底的に人をやっつけないと気が済まない人たちが増えている気がする。そこで、学校や地域で先生たちに頑張ってもらって悪いことは悪いと厳しく指導してほしい。自分が暴力をふるわれると嫌に決まっているはず。暴力をふるう人は刑

務所に入れて隔離してください。(女性  
60歳代 主婦)

らない。子どもに対してもしかりである。  
(男性 40歳代 会社員)

#### 男性 20歳代

- ・女性に手を挙げる行為は、男性にとって一番最低な行為である。もっと罰則を強化すべきでは。(男性 20歳代 会社員)
- ・加害者により重い刑罰を科すべきだと思います。被害者の証言だけで、それ以外に証拠がなかったとしても、多少は強引に加害者を取り調べても良いのではないかと思います。(男性 20歳代 会社員)
- ・DVはあってはならないものだと思います。事前に上記のようなことが起きないように、男女間でDVについて話し合うことが重要だと思います。人それぞれ暴力について、どこまでが暴力なのか認識が違ふと思われれます。2人の認識をお互いに共有することでDVの発生を事前に防ぐことが可能だと思います。  
(男性 20歳代 会社員)

#### 男性 30歳代

- ・難しい問題だと思いますが、人、物に当たるのは何か他の問題があり、それが解決しないとDV根絶にはならないと思います。(男性 30歳代 会社員)

#### 男性 40歳代

- ・結婚されている人に送ったほうが良い、このアンケートは。もしDVが行われている人のところに送られたとしても、送り返すことが可能だろうか。(男性 40歳代 無職)
- ・暴力について、言葉、態度の心理的なダメージについて、もっと深く考えて欲しい。DVは男が女に対して行うというイメージが強い。しかし、現実はそうとは限

#### 男性 50歳代

- ・体制強化は急務ですが、それによってムダな人員・施設の増員、増強をしないでほしい。(男性 50歳代 会社員)
- ・性差別について：私は映画が好きでよく劇場に足を運びますが、女性サービスデーは当たり前のようにどこでもありますが、男性サービスデーは全くと言っていいほど(まれにあります)ありません。これって性的差別を考えるのは大げさでしょうか。(男性 50歳代 自営業)
- ・DV被害者の安全確保を徹底すること。自立支援を完全実施すること。(男性 50歳代 会社員)

#### 男性 60歳代

- ・男が女に暴力をやると女は怪我をするから男は我慢をする。また話の時は、自分の意見と違ってもいい争いばかりせず話し合う。また、買い物と一緒に行っても自分勝手に行動はとらず、男は女の買物を預っているのもよいと思う。(男性 60歳代)
- ・女性に対して「女三界に家なし」という諺があるように、真に安住できる場所がない。だから男には養ってやっているような思いが頭の片隅にあるかも。だから「亭主に逆らうな！」など亭主関白的になる。それゆえに亭主は口答えされると怒鳴りたくなる。130年前、世界で2番目の女性参政権。そんな記事を目にしたことがあるが、あの龍馬のふるさと高知県、土佐のはちきんの力で女性参政権が実現！しかし、その後、国の政策で再び排除され、戦後になってやっと参政権実



現。でも65年前、ロートル（老人）世代には、男女共同参画パートナーシップの考えが薄い。その背中を見て育った世代も女性軽視が少しはあると思う。職場でも未だ男性優位の嫌いがある感じがする。「男子厨房に入らず」という閉鎖社会の壁を打ち破って男女平等、男女共同参画を促進し、共に責任を担う社会が男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することが当たり前になって欲しい。（男性 60歳代 会社員）

- ・ 問10-10、問11-9以外の防止対策は、全て進めるべきと考えます。（男性 60歳代）
- ・ 男女間の暴力について、身近に感じたことはありませんので、特殊な環境の人たちのこととしてしか思いが及びません。（男性 60歳代 会社員）

#### 性別・年代不明

- ・ このあて名に来た人は、幼少の頃より、父からの激しい暴力で、母、姉とも大変苦勞して、次女、長男とも精神病院に長期入院しております。昔はDVの世間認知が全くない時代でしたので、私たち家族のように見えない犠牲者がたくさんいたのではないかと思われまます。今の時代になり、私は、私たち家族は手遅れとなりましたが、このようなことが起こらないよう、法整備が必要と思います。一片でも知っていただきたく兄の代わりにペンを取りました。
- ・ 被害者が相談窓口へいけない場合が結構多いと思います。電話で対応する電話相談等を増やしてはと思います。
- ・ 暴力が行われている間の子どもの立場はどうなっていくのか分かりませんが、悲惨であることは想像つきます。自分の父

母をどう思うのでしょうか。深い傷をどうするのでしょうか。

- ・ 問4の質問間違ってますか？その後の問題答えるのはややこしいので記入しませんでした。質問分かりづらい。何のためにこんな調査するのですか？あまり協力したくない。

回答者の属性 nは回答者の数

<性別> (%)

	n	女性	男性	無回答
全体	370	64.6	31.6	3.8

<年齢別> (%)

	n	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	それ以外	無回答
全体	370	12.2	16.2	18.9	24.1	24.6	0.3	3.8
女性	239	13.8	16.3	21.3	23.4	24.7	0.4	0.0
男性	117	10.3	17.9	16.2	28.2	27.4	0.0	0.0
性別不明	14	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

<職業別> (%)

	n	会社員	自営業	公務員 教員	主婦 (夫)	学生	無職	その他	無回答
全体	370	32.7	6.5	3.5	32.7	2.7	10.3	7.8	3.8
女性	239	18.8	5.9	3.8	50.2	3.3	7.9	10.0	0.0
男性	117	65.0	8.5	3.4	0.9	1.7	16.2	4.3	0.0
性別不明	14	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

<配偶者の有無> (%)

	n	現在 配偶者がいる	過去に 配偶者がいた	現在も過去も 配偶者はいない	無回答
全体	370	74.3	8.9	15.9	0.8
女性	239	73.6	8.8	16.7	0.8
男性	117	75.2	10.3	13.7	0.9
性別不明	14	84.6	0.0	21.4	0.0

## 配偶者等からの暴力に関する調査

発行 平成22年11月

蕨市中央5-14-15  
蕨市市民生活部市民活動推進室

〒335-8501 蕨市中央5-14-15

電話 048-433-7745

メール siminsit@city.warabi.saitama.jp

## 関係法令等

- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（概要）
- ・ 埼玉県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（概要）
- ・ 蕨市男女共同参画パートナーシップ条例

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。  
(婦人相談員による相談等)
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。  
(婦人保護施設における保護)
- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情

報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。  
(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))

を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的しゅう羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判

所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。(保護命令の取消し)
- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。  
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)
- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。  
(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。



- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。（国の負担及び補助）
- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則〔抄〕

（施行期日）

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

- 第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられる

ものとする。

## 附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

- 第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（概要）**

平成20年1月11日  
内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号

**第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項**

**1 基本的な考え方**

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

**2 我が国の現状**

平成13年4月、法が制定され、平成16年5月には、法改正が行われ、平成16年12月に施行されるとともに、基本方針が策定された。平成19年7月に法改正が行われ、平成20年1月11日に施行された。

**3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画**

**(1) 基本方針**

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。

**(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画**

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

**第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項**

**1 配偶者暴力相談支援センター**

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

**2 婦人相談員**

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

**3 配偶者からの暴力の発見者による通報等**

**(1) 通報**

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

**(2) 通報等への対応**

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

**4 被害者からの相談等**

**(1) 配偶者暴力相談支援センター**

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

**(2) 警察**

相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

**(3) 人権擁護機関**

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

**5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等**

**(1) 被害者に対する援助**

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

**(2) 子どもに対する援助**

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うこと

が必要である。

### (3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

## 6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

### (1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適切な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

### (2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

### (3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

### (4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

## 7 被害者の自立の支援

### (1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

### (2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に嚴重に情報の管理を行うことが必要である。外国人登録原票については、原則として非公開であり、その取扱いには十分な注意が求められることについて、徹底することが必要である。

### (3) 生活の支援

福祉事務所及び母子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

### (4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

### (5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

### (6) 医療保険

被害者が被害を受けている旨の証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

### (7) 年金

被害者が社会保険事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

### (8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

### (9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

## 8 保護命令制度の利用等

### (1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること等について、被害者に対し説明することが必要である。

#### (2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

##### ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

##### イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

### 9 関係機関の連携協力等

#### (1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

#### (2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

#### (3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

#### (4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

### 10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

#### (1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

#### (2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。

### 11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

### 12 教育啓発

#### (1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する確かな理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

#### (2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

### 13 調査研究の推進等

#### (1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

#### (2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

### 14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

## 第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

### 1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 2 基本計画の策定・見直しに係る指針

#### (1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直す必要がある。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

# 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」 概 要 版

## 1 計画策定の趣旨

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3の規定に基づく計画
- 「配偶者等からの暴力を許さない社会の実現」を目指し、配偶者等からの暴力の防止、被害者の保護・自立支援を総合的に推進
- 平成18年度～20年度の3か年の計画として策定した「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の期間が終了するため、新たに計画の見直しを実施

## 2 計画の期間

平成21年度から平成23年度までの3年間

## 3 計画の性格

- 配偶者等からの暴力の防止等の施策の実施に関する県の基本計画
- 「埼玉県男女共同参画推進プラン」の基本目標の一つである「女性に対する暴力の根絶」を目指すための計画

## 4 推進体制

### DV対策推進庁内会議

庁内の関係部局と連携を図り、施策の推進、連絡調整、進行管理を行う。

### 苦情処理

男女共同参画苦情処理機関及び関係支援機関において、適切かつ迅速な苦情処理を行う。

## 5 計画の基本目標と主な内容

配偶者等からの暴力を許さない社会の実現に向けて、6つの「基本目標」を定め、施策を体系化した。

### 基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進

DVは犯罪ともなる行為を含む重大な人権侵害であること及び人権尊重と暴力を許さないという意識啓発を継続的に行う。

- ・ DV防止フォーラム、出前講座等による広報・意識啓発
- ・ 暴力防止に向けた学校教育
- ・ デートDV防止啓発活動、教員に対するモデル講座の実施

### 基本目標Ⅱ 被害者の安全確保と支援体制の充実

配偶者暴力相談支援センターを中核とした相談、保護体制を整備する。

- ・ 婦人相談センターの機能強化
- ・ 民間シェルター等の整備促進
- ・ 配偶者暴力相談支援センター、市町村、関係機関・民間団体による支援ネットワークの構築

### 基本目標Ⅲ 安心して生活再建するための自立支援の充実

被害者の置かれた状況に配慮し、既存制度の円滑な運用を図るとともに、本県独自の施策を実施する。

- ・ 県営住宅の短期入居制度等の実施
- ・ 自助グループ・サポートグループの活動支援
- ・ 配偶者暴力相談支援センターでの就業支援

### 基本目標Ⅳ 子どもの安全確保と健やかな成長への支援

子どもの安全を確保し、心のケア、就学の支援を行う。

- ・ 市町村要保護児童対策地域協議会の効果的な運用支援と活用
- ・ 子どもの心のケア対策の充実
- ・ 一時保護中の学習支援

### 基本目標Ⅴ 民間団体との連携・協働の推進

民間団体との連携・協働を推進するとともに、民間団体の育成・支援を行う。

- ・ DV対策関係機関連携会議による情報共有化
- ・ 民間団体活動費の助成
- ・ 民間団体交流会の開催、情報提供

## 蕨市男女共同参画パートナーシップ条例

(平成15年3月27日蕨市条例第2号)

「お互いよりよく生きたい。重たい荷物は男女で持ちましよう。人生の美酒も苦汁も同じように分け合って飲んで、味わっていきましょう。」

これは、平成2年に、蕨市で初めて開かれた男女平等市民フォーラムにかかわった女性たちの呼びかけです。その後、市民と市と一緒に「蕨市男女平等行動計画パートナーシッププラン185」を策定し、男女が平等で共に参画するまちづくりを進めてきました。

しかし、重要な方針や計画を決定する場に女性が少ないことや、子育てと仕事を両立する仕組みが不十分なことなど、改めていかなければならない慣習や制度が、依然として残っています。また、新たな社会問題として、女性に対する暴力など人権を尊重する視点で解決しなければならない課題も生じています。

そこで、家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野で「女だから、男だから」ということで活動の場を制限することなく、男女が対等なパートナーとして個性と能力を生かし、社会に参画し、責任を担う男女共同参画のまちづくりを進めることが重要です。

ここに、私たちは、女性と男性が、市民と市が手を携え、男女が平等で共に参画する明るい地域社会をつくるために、この条例を定めます。

(目的)

**第1条** この条例は、男女共同参画社会をつくるための基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにすることにより、男女が平等で共にあらゆる分野に参画するまち蕨を実現することを目的とします。

(言葉の意味)

**第2条** この条例に使われている言葉の意味を、次のように定めます。

- (1) 男女共同参画 男女は、社会の対等なパートナーとして、自分の意思で社会のあらゆる分野に参画する機会があり、等しく政治や経済、社会、文化などの面で利益を受け、共に責任を担うことを言います。
- (2) 固定的性別役割分担意識 「女性は家事や子育て中心で、男性は仕事を中心」というように性によって役割を決める考えを言います。
- (3) 積極的格差是正措置 男女共同参画を強力に進めるため、社会のあらゆる分野でどちらかの性に偏りがみられる場合、一定の範囲で、その性に対して積極的、優先的に参画するための機会を与えることを言います。
- (4) 市民 市内に住み、働き、学ぶすべての人々を言います。
- (5) 事業者 市内において公的な機関、民間を問わず、また営利、非営利を問わず事業や活動を行うものを言います。

(6) セクシュアル・ハラスメント 性的な嫌がらせを言います。

(7) ドメスティック・バイオレンス 夫や恋人など親しい男性から女性に向けられる身体的、精神的、性的、経済的な暴力又は子どもを利用した暴力を言います。

(基本理念)

**第3条** 男女共同参画は、次の基本理念に基づいて進めます。

- (1) 男女は、一人の人間として尊重され、性別による差別的取り扱いを受けないことや能力が発揮できる機会が保障されることなど男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女は、社会で活動するときに、固定的性別役割分担意識に基づいた社会の制度や慣習の影響を受けないように配慮されること。
- (3) 男女は、社会の対等なパートナーとして、大事なことを考えたり、決めたりする場に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、お互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動が行われるようにすること。
- (5) ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、虐待など女性に向けられる暴力、嫌がらせは、社会の構造的な問題であると認識し、人権侵害をなくすこと。
- (6) 男女は、お互いの性を理解し、健康に配慮すると共に、妊娠や出産など女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (7) 国、県、他市町村と連携し、国際的な理解、協力の下に行われること。

(市の責務)

**第4条** 市は、この条例の基本理念に基づいて、次の責務を有します。

- (1) 男女共同参画に必要な施策を総合的に計画し、実施します。
- (2) 市民や事業者と協力し、男女共同参画を進めます。
- (3) 男女共同参画に必要な体制を整え、財政上の措置を行うように努めます。

(市民の責務)

**第5条** 市民は、この条例の基本理念に基づいて、次の責務を有します。

- (1) 固定的性別役割分担意識やその意識に基づいた制度や慣習を見直し、改めていきます。
- (2) 家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野に積極的に参画し、男女共同参画に努めます。
- (3) 市が行う施策に積極的に協力します。

(事業者の責務)

**第6条** 事業者は、この条例の基本理念に基づいて、次の責務を有します。

- (1) 事業活動のなかに男女が共同して参画することが

できる体制づくりに努めます。  
(2) 市が行う施策に積極的に協力します。

(性別による権利侵害をなくすこと)

- 第7条** 市は、市民や事業者と協力し、家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野で性別を理由にした差別的な取り扱いをなくすことを目指します。
- 2 市は、市民や事業者と協力し、セクシュアル・ハラスメントをなくすことを目指します。
- 3 市は、市民や事業者と協力し、ドメスティック・バイオレンスをはじめとする女性に向けられる暴力をなくすことを目指します。

(市民に表示する情報において留意すること)

- 第8条** 市民に表示する情報において、固定的性別役割分担意識や女性に向けられる暴力を助長し、連想させるような表現、行き過ぎた性的な表現を行わないように、だれもが努めなければなりません。

(市のとりくみ)

- 第9条** 市は、男女共同参画を進めるため、次のことを行います。
- (1) 男女が共に、家庭生活と職業生活、学習、地域活動が両立できるように支援に努めます。
- (2) 市民や事業者に男女共同参画が理解されるように広報活動などを行います。
- (3) 学校教育や生涯学習のなかで、男女平等教育や学習に取り組むように努めます。
- (4) あらゆる分野の活動において男女間に参画する機会の格差がある場合、市民や事業者と協力し、積極的格差是正措置が取り入れられるように努めます。
- (5) 市の審議会などの委員を委嘱するときには、積極的格差是正措置を取り入れるように努めます。
- (6) 市民や事業者と協力し、地域で啓発や推進事業を行います。
- (7) 市民や事業者に、情報の提供や人材の育成などその他必要な支援を行います。
- (8) 妊娠や出産など女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての認識が広まるように努めます。
- (9) 男女共同参画に必要な調査研究を行います。

(男女共同参画推進員)

- 第10条** 市長は、地域で男女共同参画を進めるため、男女共同参画推進員（以下「推進員」と言います。）を置くことができます。
- 2 推進員は、次のことを行います。
- (1) 市と共に、市民や事業者の協力の下に男女共同参画を進めるための事業を行います。
- (2) その他男女共同参画を進めるために必要なことを行います。

(男女共同参画推進委員会)

**第11条** 市長は、男女共同参画を進めるため、男女共同参画推進委員会（以下「委員会」と言います。）を設置します。

2 委員会は、次のことを行います。

- (1) 男女共同参画の推進に関する重要な事項の調査審議を行います。
- (2) 男女共同参画の推進状況について調査し、市長へ意見を述べます。
- 3 委員は、知識経験者、関係団体の代表者、推進員、市民の中から市長が委嘱します。市長は、委員の一部を公募します。
- 4 委員会の委員は、10人以内で組織し、できる限り男女が均衡となるように努めます。
- 5 委員の任期は、2年とします。ただし、欠員によって補充された委員の任期は、前任者の残任期間とします。また、委員は、再任されることができます。
- 6 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によって定めます。
- 7 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理します。
- 8 委員会の運営に必要なことは、市長が別に定めます。

(基本計画)

**第12条** 市長は、男女共同参画を進めるため、基本計画を策定します。

- 2 基本計画は、男女共同参画に関する施策の大綱やその他男女共同参画に必要な施策を定めます。
- 3 市長は、基本計画を策定するときには、市民の意見を聴くとともに委員会の意見を尊重します。また、基本計画を変更するときにも同様とします。
- 4 市長は、基本計画を策定したときには、速やかに公表します。

(苦情や相談等への対応)

**第13条** 市長は、男女共同参画に関して、市民や事業者から苦情や相談を受ける窓口を設け、関係機関と連携を図りながら、適切な対応に努めます。

(年次報告)

**第14条** 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況を公表します。

(委任)

**第15条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年6月1日から施行します。



# 名 簿

## 蕨市男女共同参画推進委員会委員名簿

No.	役職	氏 名	所 属 等
1	委員長	上野 梢	蕨市男女平等推進市民会議会長
2	委員長代理	田村 明人	蕨市商工会議所青年部代表
3		大石 圭子	パートナー編集委員
4		太田 有子	校長会議（中央小学校）
5		本坊ミナ子	民生委員・児童委員協議会副会長
6		足立 明美	子育てアドバイザー
7		芳野 昇	フレンドユース蕨クラブ副会長
8		荒木 真澄	子育て中の男性
9		杉山 節子	公募
10		箕輪 晴助	公募

任期：平成23年7月16日～25年7月15日

## 蕨市男女平等行政推進会議委員名簿

No.	部 名	所属・役職	氏 名
1		秘書広報課主幹	田谷 信行
2	総務部	次長兼人事課長	須崎 充代
3		次長兼政策企画室長	関 久徳
4	市民生活部	市民課長	斉藤 宏司
5		次長兼市民活動推進室長	伊藤 浩一
6	健康福祉部	次長兼福祉総務課長	沖田 昭治
7		児童福祉課長	平田 道義
8		次長兼介護保険室長	川崎 文也
9		保健センター所長	佐藤 芳男
10	都市整備部	建築課長	飛澤 正人
11	教育部	次長兼学校教育課長	五十嵐 詩郎
12		西公民館長	加藤 智子
13		東公民館長	黛 節子
14		学校給食センター所長	澤崎 智恵子
15	市立病院	医務局看護科看護部長	松田 久美子
16	消防本部	予防課長補佐	嶋巢 優子

任命日：平成23年10月18日（任期2年）

## 蕨市DV防止基本計画策定アドバイザー

中田 美子	国際女性の地位協会理事（元埼玉県婦人対策課長）
-------	-------------------------

# 計画策定の経過

## 蕨市男女共同参画推進委員会

月 日	議 題
平成23年 7月28日(木)	DV基本計画(仮称)の策定について
平成23年 9月 1日(木)	DV基本計画(仮称)の提言案の検討について
平成23年10月14日(金)	DV基本計画(仮称)への提言

## 蕨市男女平等行政推進会議

月 日	議 題
平成23年10月18日(火)	DV防止基本計画について ・配偶者等からの暴力に関する調査について ・DV防止基本計画策定等のスケジュールについて ・男女共同参画推進委員会からの提言について
平成23年11月 9日(水)	DV防止基本計画の素案について
平成23年12月27日(火)	DV防止基本計画の素案について ～パブリック・コメントの意見を受けて～

## パブリック・コメント

期 間
平成23年11月30日(水)～12月20日(火) 21日間

蕨市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画

## 蕨市DV防止基本計画

平成24年2月

発行／埼玉県蕨市

〒335-8501

埼玉県蕨市中央5丁目14番15号

TEL (048) 433-7745 (直通)

e-mail [siminsit@city.warabi.saitama.jp](mailto:siminsit@city.warabi.saitama.jp)